

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6 月30日
【計算期間】	第 6 期（自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年12月31日）
【ファンド名】	ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド (Nomura Select Series Trust - Nomura Paulson Fund, a Series Trust of Nomura Select Series Trust)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カプラス (Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田中 収
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 吉田 菜摘子 同 小島 諒万
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6894) 2171
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

注 1) ユーロおよび米ドルの円貨換算は、平成28年 5 月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（それぞれ 1 ユーロ = 123.65円および 1 米ドル = 110.94円）によります。以下、ユーロおよび米ドルの金額表示はすべてこれによります。

注 2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

注 3) 本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年 1 月 1 日に始まり12月31日に終了する 1 年をいいます。ただし、第 1 期計算期間とは、平成22年 2 月18日（ファンドの運用開始日）から平成22年12月31日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の投資目的は、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて、中期的な資産の成長を達成することです。

管理会社（以下に定義します。）は、S G A ソシエテ ジェネラル・アクセプタンス N V（以下「本債券発行会社」といいます。）がEUR 125,000,000,000 ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「本債券プログラム」といいます。）に基づいて発行した7年物米ドル建て債券（以下「本債券」といいます。）に、ファンドが主に投資を行うことを通じて、その目的の達成を目指します。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、ソシエテ ジェネラル（以下「本債券保証会社」といいます。）により保証されています。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行されるファンドの受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）数に制限はなく、管理会社の決定に従い、無額面です。

b. ファンドの性格

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、受託会社（以下に定義します。）および管理会社により締結された2009年12月10日付マスター信託証書（2015年5月29日付修正証書により修正済。）（以下総称して「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に従い組成されています。トラストについて、それぞれに該当する資産および負債が帰属する個別のポートフォリオまたはシリーズ（以下「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定および設立される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。本書は、マスター信託証書および2009年12月10日付追補証書（以下マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）に従い構成される最初のシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、トラストはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。トラストは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（随時改正されます。）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により禁じられています。

管理会社は、ファンドの勘定でファンドの受益証券の発行を行う独占的権限ならびに信託証書、ファンドの目論見書および適用法の規定に常に従い、一般的に受益証券の発行および買戻し、ファンドの1口当り純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）の算出、ファンドの信託財産からの分配の支払（あった場合）ならびにファンドの信託財産を構成する資産の投資のための手配または監督を含むファンドの業務一般の管理を行う独占的権限を有するものとします。

（２）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社設立
2009年12月10日	マスター信託証書締結
2009年12月10日	追補証書締結
2010年2月1日	日本におけるファンド証券の募集開始
2010年2月18日	ファンドの運用開始
2015年5月29日	修正証書締結
2015年6月30日	2015年5月29日付修正証書の効力発生

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.) (以下「管理会社」といいます。)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company) (以下「受託会社」といいます。)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管会社」または「事務代行会社」といいます。)	保管会社および事務代行会社	2009年12月10日付で受託会社との間で保管契約（以下「保管契約」といいます。）（注１）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2009年12月10日付で管理会社との間で事務代行会社契約（以下「事務代行会社契約」といいます。）（注２）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
野村證券株式会社 (以下「代行協会員」または「販売会社」といいます。)	代行協会員および日本における販売会社	2009年12月29日付で（2015年5月20日付（2015年6月26日付で効力発生）で修正済）管理会社との間で代行協会員契約（以下「代行協会員契約」といいます。）（注３）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 2009年12月29日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）（注４）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社 (以下「NAM」または「投資顧問会社」といいます。)	投資顧問会社	2009年12月10日付でノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インク（以下「NFRTA」といいます。）と管理会社との間で投資顧問契約（2012年12月13日付の管理会社、NFRTAおよび野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（以下「NFRT」といいます。）との間の更改契約（2012年12月20日発効）によって更改済）（以下「投資顧問契約」といいます。）（注５）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。2015年10月1日付でNFRTはリテール運用関連事業を分割し、NAMが当該事業を承継しました。これに伴い、2015年10月1日以降は、ファンドの投資顧問会社がNFRTからNAMに変更されました。

（注１）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注２）事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務一般を遂行する契約です。

（注３）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の公表ならびにファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。
- (注5) 投資顧問契約とは、ファンドの資産のほとんどすべてを本債券に投資し、連動先ファンド（以下に定義します。）の運営上の能力およびファンドの投資目的に照らした連動先ファンドの投資ポートフォリオの妥当性の定期的なモニタリングならびに、ファンドのAクラス受益証券に関する為替ヘッジ取引（以下に定義します。）に際し、管理会社を支援することを約する契約です。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年8月10日法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年8月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

2010年法の第16章のもと、管理会社として以下の2種類の免許を取得することができます。

- (a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ヴィークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命した上で、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で1つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社
- (b) 外部のAIFMを任命せずにAIFMDに規定されるAIFの運用に責任を有する管理会社

管理会社は、AIFMDに基づくAIFMとして認可されています。

() 事業の目的

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第1条第46項に規定されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する2010年法第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、(1)顧客毎の一任運用、(2)投資顧問業務、(3)投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4)2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

() 資本金の額（2016年4月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,637万円）で、2016年4月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約309万円）の記名式株式15株を発行済です。

() 会社の沿革

1991年7月8日設立。

() 大株主の状況

（2016年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
----	----	-------	----

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー （Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟 （Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L- 5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg）	株 15	% 100.00
--	--	---------	-------------

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および本規則（以下に定義します。）により規制されています。

（ ）準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の大部分およびこの分野に関する英国判例法の大部分を採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管会社としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（その後の改正を含みます。）

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）（以下合わせて「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新設の一般投資家向け投資信託に、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に対する一般投資家向け投資信託免許を受けるための申請を義務づけることにより運用されています。交付される投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の1つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に、一般投資家向け投資信託の証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産価格ならびに発行価格および買戻価格の計算方法、証券に付随する権利および制限が変更される条件および状況（該当する場合）を含む一般投資家向け投資信託の証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、一般投資家向け投資信託の証券の買戻しまたはかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などに関する条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託がミューチュアル・ファンド法に従い、CIMAが承認した事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。事務代行会社を変更する場合、当該変更の1ヶ月前までに書面でCIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および事務代行会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前の承認を得ずに事務代行会社を変更することはできません。

さらに事務代行会社は、投資家が通常の営業時間内に閲覧することができるよう、投資家名簿の写しを保管し、投資家が一般投資家向け投資信託の証券の直近の発行価格および償還価格または買戻価格を請求に応じて無料で入手することができるようにならなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（優良ブローカー）を任命し、維持しなければなりません。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいいます。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資家および保管会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければなりません。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびインベストメント・アドバイザー以外のサービス提供者に通知しなければなりません。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を得なければなりません。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。中間財務諸表については、当該一般投資家向け投資信託の目論見書に記載した要領で作成したものを配付すればよいものとされています。

（５）【開示制度の概要】

A．ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出されなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）（ミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2012年）およびミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則（2015年））による改正を含みます。）に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- （ ）弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しているもしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法（2013年改正）（金融庁（改正）法（2015年）による改正を含みます。）、マネー・ロンダリング防止規制または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。

トラストおよびファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島（PricewaterhouseCoopers (Cayman Islands)）です。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

事務代行会社は、

- （ ）ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと

() 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

(a) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、

(b) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

() ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由

() ファンドを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

() ファンドの名称およびすべての旧名称

() 投資家が保有する各受益証券の純資産価格

() 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率

() 純資産額

() 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額

() 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額

() 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

() 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること

() ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

ファンドは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（事務代行会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（保管会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、毎年12月に到来する評価日（以下に定義します。）に係る計算日（以下に定義します。）に算出される純資産価格となります。各評価日における純資産価格は、原則として、かかる評価日における純資産価格が計算日に計算された後、ファンドの受益者名簿（以下「受益者名簿」といいます。）に名前のある各受益証券の保有者（以下「受益者」といいます。）により事務代行会社の事務所に閲覧可能です。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、原則として、決算日から120日以内および当該半期終了後60日以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、事務代行会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了します。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（１）基本情報（（ ）ファンドの名称、（ ）管理会社等の情報、（ ）ファンドの目的・特色、（ ）投資リスク、（ ）運用実績および（ ）手続・手数料等）および（２）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第２ その他の関係法人の概況」から「第４ その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後３ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその２週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社の取締役は、高額の前金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、または投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行についてトラストにアドバイスを与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて、中期的な資産の成長を達成することです。

管理会社は、本債券発行会社が本債券プログラムに基づいて発行した本債券に、ファンドが主に投資を行うことを通じて、その目的の達成を目指します。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、本債券保証会社により保証されています。

本債券発行会社は、1986年10月7日にオランダ領アンティル諸島法に基づき設立された期間の定めのない有限責任会社であり、フランス法に基づき設立された有限責任会社であり銀行の資格を有するソシエテジェネラルの完全子会社です。

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（期中の手数料、トラストおよびファンドの設立に関する費用の総額を控除後）は、本債券に投資されます。本債券へ投資されないファンドの資産は、現金および現金等価物で保有されます。

本債券の投資収益は、ソシエテ ジェネラルが算出するリクソー・ポールソン・イベント・ドリブン・インデックス 1（以下「インデックス」といいます。）に連動します。かかるインデックス値は、リクソー・ポールソン・イベント・ドリブン・ファンド 1・リミテッド（以下「連動先ファンド」といいます。）の米ドル建ての証券（以下「連動先ファンド証券」といいます。）の価値に連動します。連動先ファンドに関する情報（その投資目的および戦略ならびに投資方針を含みます。）は、下記の「本債券」の項に記載されています。

本規則および信託証書に従い、管理会社は投資顧問会社を、本規則におけるサブアドバイザーとして起用しています。投資顧問会社はファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに下記の為替ヘッジ取引に関連し利用されるAクラス受益証券に帰属するファンドの資産の一部を除きます。）を本債券に投資し、連動先ファンドの運営上の能力およびファンドの投資目的に照らした連動先ファンドの投資ポートフォリオの妥当性を、管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が投資顧問会社に提供した情報または公に入手可能な情報のみに基づき、定期的にモニタリングします。管理会社はまた、ファンドの現金残高管理のためにも投資顧問会社を起用しています。

為替ヘッジ取引

本債券は米ドル建てです。管理会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引（銀行間取引市場における為替先渡し取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、または一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品（以下総称して「為替ヘッジ取引」といいます。）が含まれます。）を計画し実行する責任を有します。為替ヘッジ取引は、為替リスクを軽減（ただし完全に排除することではありません。）し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から保護することを目的としています。ファンドの為替ヘッジ取引を計画し実行するために、管理会社は投資顧問会社を起用しています。為替ヘッジ取引が計画どおりに、為替リスクを軽減できるという保証はありません。

為替ヘッジ取引が行われる場合、その取引は主に、その時点のAクラス受益証券の日本円による価値を維持することに努めます。

為替ヘッジ取引の実現および未実現の損益は、Aクラス受益証券に帰属しますが、その損益を予想することはできず、多大なものとなる場合があります。また、その損益は、主に米ドルと日本円の金利差により決定されます。

Bクラス受益証券は、米ドルが日本円との関係でその価値が下落するリスクにさらされていますが、為替ヘッジ取引に関連する費用および収益のいずれも帰属しません。

本債券

本債券の提示された要項の概要は以下のとおりです。

「本債券発行会社」	S G A ソシエテ ジェネラル・アクセプタンス N V
「本債券保証会社」	ソシエテ ジェネラル
「計算代理人」	ソシエテ ジェネラル
「指定通貨」	米ドル
「額面総額」	トランシェ：700,000,000米ドル シリーズ：700,000,000米ドル
「発行価格」	額面総額の100%

「券面額」	各本債券につき100米ドル（以下「額面金額」といいます。）。
「発行日」	2010年2月24日
「満期日」	2016年10月12日
「償還／支払の基準」	インデックスリンク
「最終償還額」	計算代理人が決定する各券面額の満期日に支払われる最終償還額は、期限前に償還または買戻しおよび消却がなされた場合を除いて、かつ以下に記載される条件を前提として、額面金額に、最終観察日（以下に定義します。）におけるインデックスの価格を当初観察日（以下に定義します。）におけるインデックスの価格で除した値を乗じ、本債券管理報酬（以下に定義します。）の率にて期間中に発生した報酬額を控除した金額とします。

「最終観察日」は、連動先ファンド副運用会社（以下に定義します。）が、連動先ファンドの目論見書の規定に従って指定する、2016年9月に到来する連動先ファンドの評価日（以下に定義します。）であり、現時点では2016年9月30日となる予定です。

「当初観察日」は、2010年2月26日とします。

「本債券管理報酬」は、年率0.30%とします。

本債券評価日（以下に定義します。）におけるインデックスの価格は、連動先ファンド純資産価格（ t ）（以下に定義します。）を、連動先ファンド純資産価格（ 0 ）（以下に定義します。）で除した値から、当該本債券評価日までの日数に応じた年率0.15%のインデックス手数料を控除した数値とします。

「本債券評価日」は、当初観察日（当日を含みません。）から最終観察日（当日を含みます。）までの間に到来する各連動先ファンドの評価日とします。

「連動先ファンドの評価日」とは、連動先ファンド副運用会社が、連動先ファンドの目論見書の規定に従って指定する日であり、現時点では毎月の最終暦日となる予定です。

「連動先ファンド純資産価格（ t ）」は、本債券評価日現在、かつ下記の条件を前提として、以下の金額であるものとします。

- ソシエテ ジェネラルが、インデックスに関するヘッジ目的で連動先ファンド証券の解約を行う場合、有効かつ遅滞のない連動先ファンド証券の解約の注文に従い、ソシエテ ジェネラルが実際に受領する、あらゆる費用または手数料（あった場合）を控除した連動先ファンド証券一口当り金額をいいます。かかる注文は、連動先ファンドの目論見書に規定される解約通知期間および該当する締め切り時間に従って送付され、かかる日に連動先ファンド（またはかかる発注を通常受領する連動先ファンドのサービス提供者）に対し提出および記録されるものとします。
- ソシエテ ジェネラルが、インデックスに関するヘッジ目的で連動先ファンド証券の解約を行わない場合、有効かつ遅滞のない連動先ファンド証券の解約の注文に従い、想定上の投資家が受領するであろう、あらゆる費用または手数料（あった場合）を控除した連動先ファンド証券一口当り金額をいいます。かかる注文は、連動先ファンドの目論見書に規定される解約通知期間および該当する締め切り時間に従って送付され、かかる日に連動先ファンド（またはかかる発注を通常受領する連動先ファンドのサービス提供者）に対し提出および記録されるものとします。

「連動先ファンド純資産価格（ 0 ）」は、当初観察日に関して、有効かつ遅滞のない連動先ファンド証券の申込みの注文に従い、ソシエテ ジェネラルが実際に支払う、あらゆる費用または手数料（あった場合）を控除した連動先ファンド証券一口当り金額をいいます。かかる注文は、連動先ファンドの目論見書に規定される申込通知期間および該当する締め切り時間に従って送付され、かかる日に連動先ファンド（またはかかる発注を通常受領する連動先ファンドのサービス提供者）に対し提出および記録されるものとします。

流通市場

ソシエテ ジェネラルは、正常な市況下において、買・中値スプレッドが券面額の最大、0.40%である月次の市場実勢気配値を、最終の本債券評価日まで算出します（市場実勢値は、入手可能な直近の連動先ファンドの純資産価格（以下「連動先ファンド純資産価格」といいます。）に基づき算出されます。）。

ソシエテ ジェネラルは、市況が正常ではない場合、とりわけ、ゲート条項の発動、サイドポケットの設定、連動先ファンド純資産価格の公表停止等、連動先ファンドの流動性が変化した場合には、本債券の流通市場を停止することができます。本債券の流通市場は、本債券の当初購入者に限定して提供されません。

約定価格

流通市場における本債券に関する売り注文は、最低で本債券100口からとなります。売り注文は、本債券が本債券の所持人（以下「本債券保有者」といいます。）により売却される月の18暦日の午後3時（パリ時間）までにソシエテ ジェネラルに受理されなければなりません。ただし、当該18暦日はパリ、ジャージー、ニューヨークおよび東京において銀行が通常の銀行業務を行っている土曜日以外の日（以下「本債券売却営業日」といいます。）であるものとし、また当該日が本債券売却営業日でない場合は、直前の本債券売却営業日が当該日とみなされるものとします。

本債券に関する売り注文の約定価格は、ソシエテ ジェネラルが本債券に関する売り注文を受理した日の直後に発表された連動先ファンドの売却の注文に対して、ソシエテ ジェネラルが実際に受領する、あらゆる費用および手数料（あった場合）を差し引いた後の売却代金に基づき算出されます。

約定価格は、該当する本債券評価日から第4本債券売却営業日目に通常行われる、本債券価格の公表の後に通知されます。売却代金は、ソシエテ ジェネラルがヘッジ取引の解約手取金を受領した後可及的速やかに決済されます。

連動先ファンド

連動先ファンドは、1991年の会社法（ジャージー）に基づき設立された有限責任の投資会社であり、1988年集合投資ファンド法（ジャージー、改正済）に基づく「集合投資ファンド」を構成し、「集合投資ファンド」として規制されています。

連動先ファンドの運用会社はSGハンブロス・ファンド・マネージャーズ（ジャージー）リミテッド（この資格において、以下「連動先ファンド運用会社」といいます。）であり、連動先ファンドの副運用会社はリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ（以下「連動先ファンド副運用会社」または「リクソー社」といいます。）です。

連動先ファンド運用会社は、1974年3月8日にチャンネル諸島ジャージー法に基づき設立された期間の定めのない有限責任会社であり、フランスで設立された会社であるソシエテ ジェネラルの間接的な完全子会社です。

連動先ファンド副運用会社は、1998年5月19日にフランス法に基づき組織および登記された株式会社（Société anonyme）です。連動先ファンド副運用会社の株主は、ソシエテ ジェネラルです。

投資方針

連動先ファンドは、保有資産のほぼ100%を、連動先ファンド副運用会社が副運用会社を務める単一の集合投資ファンドまたは様々な集合投資ファンドのバスケット（以下「バスケット」といいます。）に配分することを通じて絶対収益を生み出すことを目的としています。バスケットの内容は、連動先ファンド副運用会社により随時見直されます。具体的には、一部の分離口座がバスケットに追加されるか、またはバスケットから除外される可能性があります。

さらに、連動先ファンド副運用会社は、連動先ファンドの受託者であるSGハンブロス・トラスト・カンパニー（ジャージー）リミテッドと協議の上、市況の変化、（連動先ファンド副運用会社が副運用会社を務める）バスケット中のファンドのリスク特性の変化または投資ファンドもしくはその各々の運用者の能力に影響する事由が生じた場合等には、バスケットに関して連動先ファンド証券の保有者の利益となる投資判断を行う権利を留保します。

連動先ファンド副運用会社は、リクソー・ポールソン・アドバンテージ・ファンド・リミテッド（以下「当初参照ファンド」といいます。）のAクラス証券（以下「当初参照ファンド証券」といいます。）に、バスケットの100%を投資することを目標とします。ただし、連動先ファンド副運用会社は、連動先ファンド副運用会社が副運用会社を務めかつポールソン・アンド・カンパニー・インク（以下「ポールソ

ン社」という場合があります。）が投資アドバイザー（以下「投資アドバイザー」といいます。）を務める、当初参照ファンドと類似の戦略を実行する様々な他の投資ファンドに投資する可能性があります。

連動先ファンド副運用会社は、バスケットの構成銘柄への影響を軽減させるため、連動先ファンドのバスケットに対するエクスポージャーを、バスケットの規模およびその時点の市況に応じた速度にて、また当該バスケットの構成銘柄を最終観察日前の10週間で解約することを目標として、最終観察日前に徐々に減少させるよう努めます。

バスケットの構成 - 当初参照ファンド

当初参照ファンドは、SGハンブロス・ファンド・マネージャーズ（ジャージー）リミテッドにより運用され（この資格において、以下「当初参照ファンド運用会社」といいます。）、ソシエテ ジェネラルの完全子会社であるリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが副運用会社を務めます（この資格において、以下「当初参照ファンド副運用会社」といいます。）。

当初参照ファンドの投資目的は、オルタナティブ投資戦略を通じて、中期的な資産の成長を追求することにあります。当初参照ファンドは、この目的を達成するため、投資アドバイザーの協力を得て、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて資産を運用します。

投資アドバイザーは、米国デラウェア州法に基づき設立された会社であり、米国投資顧問会社として米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）に登録されています。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

管理会社は、ファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに為替ヘッジ取引に関連し利用される A クラス受益証券に帰属するファンドの資産の一部を除きます。）を本債券に投資し、連動先ファンドの運営上の能力およびファンドの投資目的に照らした連動先ファンドの投資ポートフォリオの妥当性を、管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が投資顧問会社に提供した情報または公に入手可能な情報のみに基づき、定期的にモニタリングするために、投資顧問会社を起用しています。管理会社は、2016年4月末日現在、野村アセットマネジメント株式会社を投資顧問会社に任命しています。

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

同社では日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しており、2015年12月末日時点における運用資産の総額は国内外における株式および債券を含め約41兆4,652億円です。

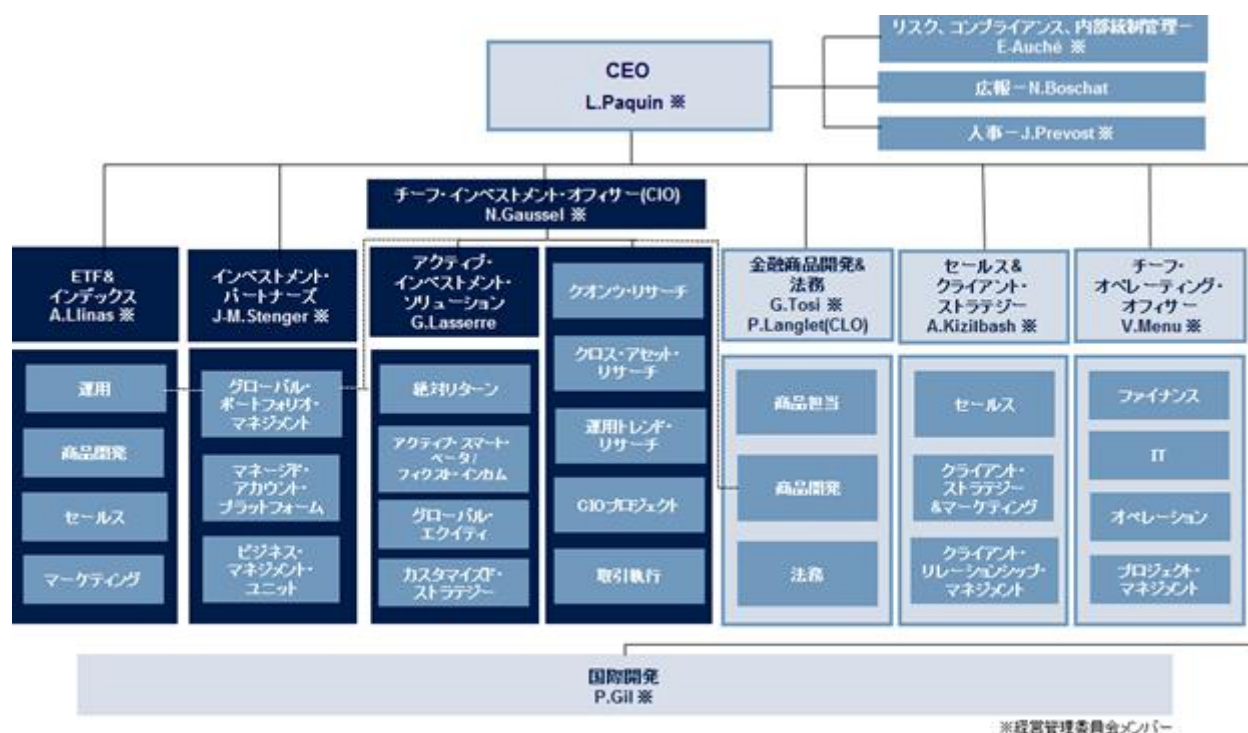
受益証券の発行により受領した申込手取金総額（手数料および費用を控除後）は、本債券に投資されます。本債券の投資収益は、インデックスに連動します。かかるインデックス値は、連動先ファンドの連動先ファンド証券の価値に連動します。連動先ファンドは、保有資産のほぼ100%を、バスケットに配分します。バスケットの内容は、連動先ファンド副運用会社により随時見直されます。連動先ファンド副運用会社は、当初参照ファンドの当初参照ファンド証券に、バスケットの100%を投資することを目標とします。

連動先ファンド副運用会社は、2016年3月現在、以下の体制で運用を行っています。

リクソー社は、ソシエテ ジェネラル グループの100%子会社であり、オルタナティブ&マルチアセット運用、絶対リターン&ソリューション運用およびETF&指数連動型運用を専門としています。

リクソー社に在籍するプロフェッショナルは、600名余りにのぼります。

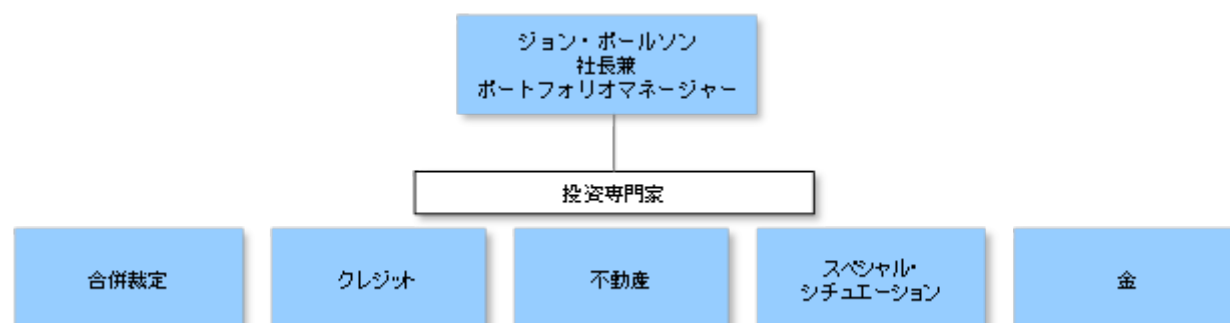
リクソー社 組織図



(注) ただし、資本関係においては、日本法人はソシエテ ジェネラルの子会社にあたります。

投資アドバイザーは、2016年5月1日現在、以下の体制で運用を行っています。

ポールソン・アンド・カンパニー・インク 投資チーム



ポールソン・アンド・カンパニー・インク オペレーション体制



投資アドバイザーは主として以下の3つの戦略により運用を行います。

合併裁定戦略

関連法制度、企業の評価、事業戦略、投資タイミングなどの要因に基づき、M&A案件の成否を予測し、株式の買収価格と市場価格の乖離から収益を獲得する戦略です。

通常、買収される企業の株式の買い持ちと、買収する企業の株式の売り持ちを行います。

イベント裁定戦略

部門の売却、リストラクチャリング（事業再構築）、株式買戻し、資本構成の変更、破綻、経営陣の交代など、重要な企業イベントから生じる投資機会に焦点をあてる戦略です。

企業イベントがどのように当該企業が発行する証券に影響を与えるかについての判断に基づき、当該企業の証券でポジションを構築します。

破綻証券戦略

既に米国連邦破産法の適用を申請した企業、裁判所外で負債再編のプロセス中の企業、あるいは、間もなくそのような状況に陥る危険性のある企業の証券に投資し、収益の獲得を狙う戦略です。

当戦略の成功には、割安な証券あるいは割高な証券を正しく見出すこと、ポジション構築の最適なタイミングを正しく判断すること、法制面および事業の評価を行う高い専門性があることなどが必要となります。

上記の記載は、本書提出日時点で入手した直近のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

管理会社は現在、受益者に対し、分配を行わない予定です。しかしながら、管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有するＡクラス受益証券、Ｂクラス受益証券またはＣクラス受益証券の口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができます。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。

(5) 【投資制限】

ファンドは、その資産の投資に係る、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）が昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則（改訂済）（以下「規則」といいます。）上の制限を含む下記の制限に服します。

- (1) 空売りの制限 空売りを行った証券の時価総額は、ファンドの純資産総額以下であること。
- (2) 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借入れは禁止されています。ただし、合併、統合その他の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。
- (3) 株式の取得の制限 ファンドは、（ ）いかなる種類の持分証券にも投資せず、（ ）持分証券または株式に投資を行う契約型投資信託に投資せず、また（ ）会社型投資信託に投資しません。
- (4) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産といった流動性に欠ける資産に投資する場合に、これらの投資対象の評価方法の透明性を維持するための適式な方法を取ります。
- (5) 利害関係人との取引の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用を害するような取引、例えば受益者の利益ではなく、管理会社や第三者の利益のための取引は禁止されます。

ファンドはまた、本規則に服し、したがって管理会社および投資顧問会社のいずれもファンドを代理して、

- (6) 受託会社および管理会社自身または受託会社および管理会社の取締役を相手方とする取引を行うことはできません。
- (7) ファンドの利益ではなく、受託会社、管理会社、投資顧問会社その他の関係者の利益を図る取引を行うことはできません。
- (8) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資対象については、その投資の結果、ファンドが所有する同様の資産の合計額が、ファンドの純資産総額の15%を超えることになる場合、その投資を行うことはできません。

本書に定める主要な投資目的および方針に従い、また上記（3）のとおり、ファンドは株式に投資しませんので、本規則に規定される株式投資の制限は、ファンドに適用されません。

受託会社および管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

リスク要因

a. リスク要因

ファンドに関するリスク要因

ファンドへの投資は相当程度のリスクを伴い、以下に要約されている各リスク要因を含みますが、これらに限定されるものではありません。本項は、受益証券への投資に伴うリスクについて完全に列挙することを意図するものではありません。

- (a) 「第一部 第1 2 (1) 投資方針」に記載される戦略またはスキームを実施することが管理会社の意図ではありますが、これらの戦略またはスキームが順調に実施されるとの保証はありません。
- (b) ファンドは、連動先ファンドに連動する本債券に投資するため、ファンドへの投資は、相対的に高いリターンのある一方、相対的にボラティリティが高くなる可能性があります。
- (c) ファンドおよび受益者は、日本、ケイマン諸島、ジャージー、米国、フランス、オランダ領アンティル諸島、ルクセンブルグその他の関連する国の政府規制や税制の変更またはこれらに関する解釈の変更により直接または本債券の保有を通してマイナスの影響を受ける可能性があります。
- (d) ファンドの本債券への投資は、下記「本債券に関するリスク要因」の項においてより詳しく記載される一定の事由の発生により早期に償還されることがあります。
- (e) 下記「第一部 第2 2 買戻し手続等」に記載のとおり、評価日（以下に定義します。）においてのみ受益者は受益証券の買戻しをすることができます。受益者に対して支払うべき実際の買戻額は、計算代理人が本債券を流通市場において購入するであろう価格に基づいて計算されます。
- (f) ファンドが本債券を通じて投資する市場の通貨とファンドの通貨が異なる場合、通常の投資リスクより大きい追加的な損失（あるいは利益）が見込まれます。
- (g) デリバティブの利用 管理会社は、Aクラス受益証券に係る為替ヘッジ取引に関して、先渡し、オプションおよびスワップなどの店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブを利用することができます。これらの取引は取引所において行われず、銀行およびディーラーが契約当事者となります。Aクラス受益証券は、ファンドが取引する契約当事者が、当該契約の履行をせず、履行能力に欠け、または履行を拒絶するリスクにさらされています。SEC、米国商品先物取引委員会および銀行当局のいずれも、かかる契約における取引について規制していません。デリバティブ市場は、一般に、発展段階であり、価格について異常なボラティリティもしくは不安定性が生じ、市場が流動性をなくし、または信用破綻が生じている期間中、市場がどのように動くかの予想は困難です。ファンドは、為替ヘッジ取引において、間接的または直接的にデリバティブを保有することにより、重大な損失を被る可能性があります。かかる損失は、Aクラス受益証券の保有者が負うものとなります。
- (h) 為替リスクおよび為替ヘッジ取引 Aクラス受益証券は為替ヘッジ取引により、米ドルが日本円との関係でその価値を下げるリスクから保護されますが、Bクラス受益証券は保護されません。したがって、Bクラス受益証券は、米ドル為替の変動の結果、多大な損失を被ることがあります。為替ヘッジ取引は、潜在的な為替損失につき、全部ではありませんが相当程度、Aクラス受益証券を保護することを目的としていますが、同時に、Aクラス受益証券が為替差益から利益を得ることを妨げる可能性もあります。Aクラス受益証券の将来の運用パフォーマンスを予測することが不可能であることから、Aクラス受益証券は、為替リスクに対して、常にオーバーヘッジまたはアンダーヘッジとなる可能性があります。また、かかる為替ヘッジ取引が、Aクラス受益証券の為替リスク軽減に成功するという保証も、またかかる為替ヘッジ取引自体が重大な損失をもたらさないという保証もありません。かかる為替ヘッジ取引は、Aクラス受益証券のみに帰属する費用（多大なものとなる場合があります。）を伴います。管理会社によって為替ヘッジ取引に使用されるAクラス受益証券に帰属する資産は、本債券への投資に利用することができません。

本債券に関するリスク要因

本債券の価格に影響を与える可能性がある一連のリスクに関する一般的な事項は、次のとおりです。本項は、本債券への投資に伴うリスクについて、完全に列挙することを意図するものではありません。

本債券への投資の価値は、特定の状況において、上昇することもあれば、下落することもあります。また、本債券への投資のすべてを失うことがあります。

一般的リスク

信用リスク：本債券に関連して本債券保有者に対して支払を行う本債券発行会社または支払保証に関する本債券保証会社の支払能力は、本債券発行会社または本債券保証会社が他の債務を引き受け、または負担した場合には損なわれることがあります。本債券保証会社によるいかなる支払保証も、本債券、インデックス、連動先ファンドおよび／または参照ファンド（以下に定義します。）の下落により生じた損失から本債券保有者を保護するものではありません。

信用格付の引き下げによる影響：本債券の価格は、本債券発行会社および本債券保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価によって一定の影響を受けることが予想されます。このような評価は、通常、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドおよびマグローヒル・カンパニーズ・インクの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス等の代表的な格付業者から、本債券発行会社および本債券保証会社の発行済証券に対して付与される格付の影響を受けます。本債券発行会社または本債券保証会社の発行済債券に対する、いずれかの格付業者による格付が（例えば）引き下げられた場合、本債券の取引価格が下落する可能性があります。

本債券の早期償還：本債券が早期償還された結果、当該早期償還にかかる支払金額は、本債券保有者が支払った各本債券の額面金額または発行価格（の該当する一方）を下回る可能性があります。計算代理人は、連動先ファンド証券の価値または本債券に関するヘッジ取引の条件に影響する事由の発生その他により、インデックスの算出が不可能または非現実的であると考えられる場合、本債券の要項に従い、インデックスを入れ替えるか、本債券の償還式をインデックスから切り離して本債券の償還金額を決定することにより、本債券の早期償還を行う場合があります。かかる早期償還は、市場混乱時に行われるため、決定された本債券の価格が、公表されている直近のインデックスの価格よりも著しく低下することがあり、またゼロになる可能性もあります。

早期償還が行われる場合、再投資リスク、すなわち投資家が当該早期償還時に償還される本債券と等しいリターン特性およびリスク特性を有する他の投資資産を購入することができない可能性があります。

連動先ファンド、参照ファンド、投資アドバイザー、参照ファンド副運用会社（以下「関連法人」といいます。）に関するデューディリジェンスが実施されないこと：本債券発行会社、計算代理人であるソシエテ ジェネラルはいずれも、本債券の発行に関連して、いずれの関連法人に関するデューディリジェンス、照会、調査を実施しておらず、かかる関連法人はいずれも、本債券の発行に関与していません。

計算代理人による決定：計算代理人は、連動先ファンド証券の価値または本債券に関するヘッジ取引の条件に影響する事由の発生その他により、インデックスの算出が不可能もしくは非現実的であると考えられるか、または本債券の市場価格および／もしくは本債券の要項に従い算出される本債券の償還価格が不適当であると考えられる場合、本債券の要項に従い、インデックス、償還式および／もしくは満期日に一定の調整を行うか、またはインデックスを入れ替える場合があります。かかる調整の結果、本債券のリスク特性および／または経済的な特性に重大な変化が生じ、結果として本債券がその予定された満期より早く終了する可能性があります。

計算代理人の裁量権：計算代理人は、本債券に関して、特定の状況において、対応策を決定する等の裁量権を有します。当該事項は、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により検討されるため、計算代理人が適切な方法で、あるいは必ず裁量権を行使する保証はありません。

本債券の評価：本債券の価格は（ ）とりわけ、インデックス、連動先ファンドおよび参照ファンドの価格の変動によって変動し、また（ ）本債券発行会社および／または本債券保証会社の信用状況（信用格付を含みます。）が変化したことを受けて変動することがあります。

インフレ：インフレ率は、インフレが生じていない場合と比較して、本債券の実際の収益率に影響を及ぼします。

収益：本債券のリターンは、投資が本債券ではなくインデックス、連動先ファンドおよび参照ファンドに対して行われた場合に得られたであろう収益と直接比較することはできない可能性があります。

相関性：本債券の市場価格は、インデックス、連動先ファンドもしくは参照ファンドの価格と完全なもしくは高い相関がない場合があります、またはかかる価格に追隨して変動しない場合があります。

ボラティリティ：本債券の価格はインデックス、連動先ファンドおよび／または参照ファンドのパフォーマンスの価格の変動によって変動します。

新興国市場および非OECD加盟国における政治的リスク：本債券のパフォーマンスおよび／または本債券の購入、売却、買戻しができるか否かは、一般的経済情勢の変化ならびに政治情勢、政策の変更、資本移転の制限および規制の変更といった不確定要素により影響を受けることがあります。これらのリスクは、新興国市場もしくは非OECD加盟国への投資、またはこれらの国に関連する投資においては増大することがあります。

元本の保証がないこと：本債券の元本は、たとえ本債券が満期日まで保有された場合でも、保証されていません。本債券は、最終的に連動するインデックス、連動先ファンドまたは参照ファンドへの直接投資と同じレベルの市場リスクがあるため、本債券保有者は、インデックスの価格がゼロまで下落した場合には全投資額を喪失することがあります。

証券の取引：本債券発行会社および本債券保証会社は、本債券が流通市場でどのように取引されるのか、流通市場が存在するかどうか、または、流通市場が存在する場合、かかる市場の持続性もしくは流動性について保証しません。市場環境が厳しい場合、本債券の価格が急落する可能性、また流通市場が存在しない可能性があります。本債券には、予め決まった償還日があり、その日において本債券は自動的に償還されます。この日より前において、本債券の市場は存在しない可能性があります、また本債券保有者がその保有する本債券の一部または全部を売却することができない可能性があります。マーケットメーカー（もしあれば）に対してその買呼値で売却することが本債券を売却する唯一の方法となる可能性があります。

利益相反：ソシエテ ジェネラルが率いるグループ企業のメンバーは、本債券に関連して本債券発行会社、計算代理人、連動先ファンド副運用会社および／もしくは参照ファンドに関する副運用会社として行動しており、またはそのように行動することがあります。これらの関係法人は、また、本債券の募集その他に関連して本債券、インデックス、連動先ファンドおよび／または参照ファンドに関するヘッジ取引、マーケットメーカーとしての取引または自己勘定投資を行う場合があります。このような役割には、本債券に関連する決定が含まれ、利益相反が起こる可能性、また本債券の価格にマイナスの影響を与える可能性があります。

連動先ファンドおよび／または参照ファンドにかかる請求権：本債券は、連動先ファンドおよび／もしくは参照ファンドまたはそれらのいずれかの資産に対する請求権を表章するものではありません。連動先ファンドおよび／または参照ファンドは、本債券につき支払われる金額を決定することを唯一の目的として参照される理論上の資産であり、かかる連動先ファンドおよび／または参照ファンドに対し、本債券保有者は本債券に基づく何らの償還請求権を有しません。本債券は、関連法人から保証されること、資金を提供されること、または販売を促進されることはなく、またこれらの当事者がとる行動が本債券保有者にもたらす結果を考慮する義務はありません。

成果または遵守のモニタリングが行われないこと：計算代理人および本債券発行会社は、関連法人のまたは関連法人に関する活動もしくは任務の成果を、または関連法人が拘束される契約もしくは適用ある機関による適用ある法律、規則、判決、命令もしくは指令の遵守を積極的にモニターはしません。計算代理人または本債券発行会社は、当該任務違反もしくは当該不遵守の結果生じた損失、または、いかなる政府、行政、立法もしくは司法当局の現在もしくは将来における法律、規則、判決、命令もしくは指令もしくはその解釈の結果、関連法人のまたは関連法人に関する当該活動の全部もしくは一部が非合法、違法もしくは禁止されているまたはされるようになった場合、その結果生じた損失の責任を負うことはありません。上記に記載された状況が発生した場合、本債券の価格および本債券への投資にかかる投資家の収益に重大なマイナスの影響を与える可能性があります。

情報が限定的であること：関連法人は、その運営について採用された戦略等の限定された情報のみ提供する予定です。本債券保有者は、それらの限定的な情報のみに基づいて、本債券の価格にマイナスの影響を与える可能性がある突然の、予想外かつ大幅な価格変動（これは、外部要因、金利、為替、経済的な事象、政治的な事象等の要因による影響を受けるかもしれません。）に対応する準備ができていなければなりません。本債券発行会社も、計算代理人であるソシエテ ジェネラルも、関連法人の事業、財務状況、見通し、信用力または現在の状態に関する表明は行いません。本債券発行会社、計算代理人であるソシエテ ジェネラルは、関連法人に関する非公開情報を取得しているかもしれず、または本債券の期間中取得するかもしれません。これらの者は、関連法人の事業、財務状況、見通し、信用力もしくは現在の状態に関する情報を本債券保有者のために提供し、それらの精査を続ける義務、またはかかる関連法人に対して調査もしくはデューディリジェンスを行う義務はありません。

参照ファンドの戦略リスク：本債券発行会社および計算代理人は、集中投資のリスクをモニターせず、また外部で発生した事象による参照ファンドの価値に対する影響を評価しません。参照ファンドは、特定のクラスの資産、特定の相手方当事者、特定の通貨に対するエクスポージャーまたはレバレッジを制限する必要はなく、高いエクスポージャーで集中投資する場合、取引リスク、金利リスクおよび為替のリスクは増加します。かかる高いエクスポージャーは、参照ファンドの価値の変動につながり、これは本債券の価格に影響を与える可能性があります。

インデックスに関するリスク要因

計算代理人は、連動先ファンド証券の価値または本債券に関するヘッジ取引の条件に影響する事由の発生その他により、インデックスの算出が不可能もしくは非現実的であると考えられるか、または本債券の市場価格および／もしくは本債券の要項に従い算出される本債券の償還価格が不適当であると考えられる場合、本債券の要項に従い、インデックス、償還式および／または満期日に一定の調整を行うか、インデックスを入れ替えるか、本債券の償還式をインデックスから切り離して本債券の償還金額を決定することにより本債券の早期償還を行う場合があります。かかる調整の結果、インデックスおよび／または本債券のリスク特性および／または経済的な特性に重大な変化が生じ、結果として本債券がその予定された満期より早く終了する可能性があります。かかる早期償還は、市場混乱時に行われるため、決定された本債券の価格が、公表されている直近のインデックスの価格よりも著しく低下することがあり、またゼロになる可能性もあります。

連動先ファンドに関するリスク要因

連動先ファンドが行う投資および採用する戦略には固有のリスクおよび検討事項があるため、連動先ファンド証券への投資は投機的です。したがって、連動先ファンド証券への投資には大きなリスクが伴います。

当該証券の価値は急激に減少する可能性があり、その結果として連動先ファンド証券への全投資額が失われる可能性があります。

連動先ファンドへの投資または連動先ファンドによる参照ファンドもしくはこれを構成する有価証券への投資に伴う特定のリスクは、下記のとおりです。

投資スキーム：連動先ファンドへの投資には、直接的または間接的に多くの重大なリスクを伴うおそれがあります。これは連動先ファンドがオープンエンド型、クローズドエンド型にかかわらず、規制されていないファンドまたは集団投資スキームを含み、様々なファンド、投資信託、ヘッジファンド、ファンド・オブ・ファンズ、その他あらゆる種類の投資スキームに投資するためであり、これらには、運用会社であるSGハンブロス・ファンド・マネージャーズ（ジャージー）リミテッドより一定の機能（それぞれの外部投資アドバイザーによりリスク違反がなされていないかのモニタリングを含みます。）を委託されている、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが副運用会社となる集合投資ファンドを含みますが、これに限定されるものではありません。かかる参照ファンドの主な投資ポートフォリオの資産管理は、指定された投資アドバイザーが、かかる参照ファンドに適用される特定のオルタナティブ投資戦略に従って行います。

連動先ファンドのパフォーマンスは、連動先ファンドの資産が随時投資される可能性がある投資スキーム（当初参照ファンドと変更がある場合は他の投資先の投資スキームとを合わせて「参照ファンド」といいます。）のパフォーマンスに大きく左右されます。連動先ファンドは、参照ファンド運用会社側の詐欺行為または虚偽の表示のリスクから保護されません。

投資スキームおよび参照ファンドは、それぞれ、投資方針および／または投資ストラクチャーにより詳細が変化する特有のリスク要因を有します。将来における投資スキームおよび／または参照ファンドのリスク要因については、関連する副運用会社の事務所に請求の上、入手することができます。

参照ファンドのポートフォリオの分散化の欠如に伴うリスク：連動先ファンドは、単一または少数の参照ファンドのみに投資することがあり、その場合、連動先ファンドは（とりわけ、そのパフォーマンスに関して）、参照ファンドを運用し投資ポートフォリオに対する投資裁量権を有する投資アドバイザーの専門知識および能力に対して大きく依存することとなり、かかる投資アドバイザーの代表者の就業不能、離脱または退任がその投資結果に著しい影響を与える可能性があります。

参照ファンドへの投資に伴うリスク：参照ファンドは、流動性について制限を受けることがあります。連動先ファンドにとって、投資資産の換金が困難になった場合、（ ）連動先ファンドの純資産価格の計算および／または償還／換金手取金の支払が遅延したり、（ ）連動先ファンドの純資産価格の計算が停止されることがあります。

上記（ ）の場合、連動先ファンドのどのクラスの参照ファンド証券への直接投資またはそのパフォーマンスに関連する投資も、非常に非流動的であるとみなされ、かかる非流動性には様々な高いリスクを伴い、上記（ ）において、連動先ファンドのあるクラスの純資産価格の計算が中断した場合、当該クラス証券の購入または解約ができなくなる可能性があります。

かかる中断の直前に公表される当該クラス証券１口当りの純資産価格と、中断が解除された直後に公表される当該クラス証券１口当りの純資産価格が著しく異なることがあります。

さらに、一部の参照ファンドは、かかる参照ファンドに対して規制当局がほとんどまたは全く監視しない法域において設立されていたり、またかかる法域を拠点とすることがあります。そのような場合には、連動先ファンド運用会社および連動先ファンド副運用会社は可能な限り、かかる参照ファンドに関して連動先ファンドの利益を保護するための独自の保護措置を提供するべく努めますが、かかる保護は規制当局に監視される場合よりも効果が低いことがあります。

参照ファンドのポートフォリオ分散に伴うリスク：連動先ファンドは、投資手法および投資市場を分散させるため、それぞれがお互い独立して投資する多様な参照ファンドに投資します。当該分散は損失を相殺することを目的としていますが、かかる戦略により全体的に損失をもたらさないという保証はありません。さらに、一部の参照ファンドは、時に経済的に相殺する投資ポジションをとることがあります。かかる投資ポジションにより、全体的に損益を生じていない場合であっても、連動先ファンドに取引費用や手数料がかかることがあります。そして、連動先ファンドは、投資方針に従って、いつでも参照ファンド間で資産を再配分することができます。かかる再配分は、連動先ファンドまたはいずれかの参照ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

評価リスク：一部の参照ファンドは、活発に取引されない金融商品および有価証券に投資することがあり、かかる投資資産の評価に関する不確定要素がある可能性があります。投資家は、そのような状況において、当該参照ファンドの純資産価格、ひいては当該クラス証券１口当りの純資産価格がマイナスの影響を受けるおそれがあることについて、注意が必要です。

ボラティリティの高い商品に対する投資およびレバレッジのリスク：一部の参照ファンドは、新興国市場ファンド、非投資適格債または金融派生商品などのボラティリティの高い商品に投資することがあります。さらに、参照ファンドは、デリバティブや借入金の利用を通じてレバレッジ戦略を実施することがあり、これにより、その純資産価格のボラティリティおよび損失のリスクがさらに増加するおそれがあります。

デリバティブの利用：一部の参照ファンドは、参照ファンドの取引にレバレッジをかけるためにデリバティブを利用することがあります。かかるデリバティブは、空売りやオプションの売り建てにも利用されることがあります。デリバティブの利用は、投資におけるより高いリターンの方が得られる一方で、かかる投資資産のボラティリティおよび損失のリスクを増加させ、当初の証拠金やプレミアムを大きく上回る損失を被る可能性があります。

新興国市場への投資：一部の参照ファンドの投資資産には、新興経済国や新興国市場の発行体の有価証券が含まれる場合があります。このような国々の多くは、政治・経済構造が著しい進化と急速な発展の最中であり、かかる国々は先進国並みの社会的、政治的および経済的な安定性を欠いていることがあります。かかる国々の一部においては、過去において私有財産権を認めなかったことや、時には民間企業の財産を国有化または収用したことがあります。その結果、国有化、財産の収用、または通貨の交換の制限等のリスクを含む、このような国々への投資リスクは増加する可能性があります。さらに、予期せぬ政治的または社会的展開が参照ファンドの投資資産の投資価値に影響を与えるおそれがあります。

為替リスク：一部の参照ファンドの資産の大部分については、参照ファンドの純資産価格の基準通貨以外の通貨建て（複数の通貨の場合もあります。）で管理されることがあります。さらに、外国為替市場などの市場の一部では、市場に直接的または間接的に影響を及ぼす可能性のある政府による介入を受けることがしばしばあります。

回転率および分散：一部の参照ファンドは、相当な取引費用を他のファンドへの投資を通じて直接的または間接的に負担する必要が生じることがあります。さらに、分散の結果、参照ファンド全体では利益を生じていない場合であっても、一部の参照ファンドのアドバイザーが、アドバイザー報酬および成功報酬を受け取ることがあります。

非流動性商品：一部の参照ファンドは、投資方針の一環として、特有の商品性によって、他の商品よりも流動性が大幅に低い商品に投資することがあります。結果として、参照ファンドは、当該資産の価格が著しく変動する可能性のある期間中に資産の現金化を試みた場合、大幅な遅延を被る可能性があります。

参照ファンド運用会社の個人への依存：特定の参照ファンドに関する一部の運用会社は一人の運用者しかいない場合があります。かかる個人が死亡、資格喪失、または事業から撤退した場合、参照ファンドは該当する投資ポジションの解消前またはその最中に損失を被る可能性があります。

参照ファンドにおける取引相手リスク：一部の参照ファンドは、スワップ、買戻し、貸付け、その他のOTC取引を行うことがあります。かかる取引に関して参照ファンドの取引相手が破産または一般的な債務不履行となった場合、参照ファンドは、それまでに高いリターンをあげていたにもかかわらず、その資産を回収することができず、著しい損失を被る可能性があります。

参照ファンドにおいて支払われる費用：ほとんどの参照ファンドでは、収益性の如何にかかわらず、通常運用資産の1%から2%の年率の運用報酬またはアドバイザー報酬の支払が要求されます。さらに、ほとんどの参照ファンドでは、一定の制限下で参照ファンドに生じた利益の約20%の成功報酬がかかります。一度支払われた成功報酬を、連動先ファンドが持つその他の参照ファンドにより生じた損失と相殺すること、または参照ファンドがその後損失を生じても払い戻すことはできません。かかる報酬は、連動先ファンドの資産から別途支払われるその他の費用に加え、連動先ファンドから参照ファンドの投資家として支払われます。

損失リスク：連動先ファンド証券の価格は、上昇することもあれば、下落することもあり、投資家は当初の投資金額が回収できないことがあります。

連動先ファンドが保有する投資資産および投資ポジションは、（ ）相場の変動、（ ）取引相手の信頼性および（ ）当該投資の利益を上げるためまたは当該投資ポジションを持つために連動先ファンドが採用した戦略を実際に実施した際のオペレーション上の効率性に影響されます。したがって、連動先ファンドの投資は、特に市場リスク、信用リスクおよびオペレーション上のリスクにさらされています。

いかなる場合であっても、かかるリスクおよび連動先ファンドの投資資産の価格にマイナスとなるその他の有害事象の発生は、高い確率で連動先ファンド証券の価格を著しく下落させます。連動先ファンドが実施する戦略に内在するリスクのため、常に連動先ファンド証券の価格は著しく下落する可能性があり、ゼロになる可能性もあります。

ボラティリティ：連動先ファンド証券への投資は非常にボラティリティが高い場合もあり、そのため、保有する当該証券の価格が著しく変動する可能性があることを投資家は認識すべきです。したがって、当該証券の価格は、時間的長さに関係なく、あらゆる期間において著しく変動することがあります。当該証券が影響されるであろうボラティリティによって、当該証券の価格について、その上昇幅も、下落幅も拡大することが予想されます。

市場リスク、競争および規制または介入：連動先ファンドが投資を予定する金融商品およびかかる商品の発行体または取引相手は、特に需給の変化、国の法律、規制および取り締まり、取引、金融財政政策ならびに国内外の政治経済情勢の影響を受けると考えられます。かかる要因がかかる商品の価格に及ぼす影響は、一般的に予測することが困難です。かかる規制または介入は、連動先ファンドのパフォーマンスに悪影響を与えることがあります。

連動先ファンドの投資目的の達成：連動先ファンドが、その投資目的を達成するという保証はありません。連動先ファンド副運用会社が、連動先ファンドに利益をもたらすように連動先ファンドの資産を配分できるという保証はありません。また、連動先ファンド運用会社および／または連動先ファンド副運用会社によって策定され、連動先ファンドの目論見書の投資目的、投資方針および投資手法に記載された投資戦略および資産配分戦略が、連動先ファンド証券の価格にプラスに働くという保証もありません。連動先ファンドは、一部の金融市場においては価格が上昇している時であっても、損失を被ることがあります。

過去のパフォーマンス：連動先ファンド運用会社および／または連動先ファンド副運用会社の過去のパフォーマンスから、将来の連動先ファンドへの投資結果を予想することはできません。

クラス間の相互支払義務：連動先ファンドは1つの法人であり、すべての債務は、いずれのクラスに帰属するかにかかわらず、関連する債権者と別段に合意しない限り、連動先ファンド全体を拘束し、したがって、1つのクラスの債務は、1つまたは複数のその他のクラスにも影響し、それらのクラスから支払われることがあります。かかる事態は、連動先ファンドの主要な投資資産が、すべてのクラスが参加し、またこれに関して特定のクラスに対して債務を制限することなく第三者との間で取引が行われる1つの投資ポートフォリオで構成される場合、および連動先ファンドが、特定のクラスにレバレッジをかけるために借入その他の取引契約を締結し、当該借入その他の取引に係る連動先ファンドの債務が当該クラスに限定されていない場合に、発生し易くなります。いずれかのクラスが支払不能に陥りまたはその資産を使い果たし、そのためにその債務のすべてを履行できない場合、その他のクラスに帰属する連動先ファンドの資産の全部について、支払不能に陥った当該クラスの債務の履行に充当されることがあります。連動先ファンドの取締役は、当該ファンドの設定日において、いかなる既存のまたは偶発的な当該債務も認識していませんでした。

通貨リスク：連動先ファンド証券は、異なる通貨（1クラスにつき1通貨）で発行、評価および償還されることがあります。クラス通貨は、基準通貨である米ドルとは異なる通貨である場合があります。連動先ファンド副運用会社は、クラス通貨が米ドルとは異なるクラスに関して、米ドル/クラス通貨の為替レートの変動から当該証券保有者の投資を保護するために、当該クラスの勘定で、為替ヘッジ取引を行うことができます。連動先ファンド副運用会社が、当該クラスに関連する当該証券の価格変動の影響を軽減するためにかかる取組みを行ったにもかかわらず、様々な理由により、かかるヘッジ商品と米ドル/クラス通貨の為替レートの変動との間に完全な相関関係が得られない場合があります。このような不完全な相関関係により、意図されたヘッジ効果が得られない、または当該クラスが損失リスクにさらされる場合があります。さらに、当該リスクに加えて、かかるヘッジが実行または運用された結果、当該クラス証券のパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす費用のみが発生することとなる場合があります。したがって、上記の意図される保護の取組みが完全であると考えすることはできません。このため、同様の投資目的および戦略を有しながら異なるクラス通貨建てである2つのクラスにおいて、このよう

な潜在的な不完全性およびヘッジ取引に係る費用により、異なる水準のパフォーマンスとなる可能性があります。

さらに、資産および債務の主な表示通貨が、投資通貨（すなわち、投資家が投資する連動先ファンド証券のクラス通貨）とは異なる場合は、投資通貨（すなわち、クラス通貨）とかかるその他の通貨との間の為替レートの変動から生じる損失リスクの可能性を考慮する必要があります。

償還：以下の事実には留意する必要があります。

- （ ）連動先ファンド証券は、連動先ファンドの目論見書に記載される一定の状況において、連動先ファンド運用会社または連動先ファンド副運用会社により強制的に償還されることがあります。主要な投資ポートフォリオおよび／または該当するクラスが連動する金融商品の全部またはほとんどの部分が、所定の取引日に上記の強制償還に基づき清算された場合、当該クラス証券の１口当たり純資産価格は、結果的に重大な悪影響を被る可能性があります。
- （ ）当該証券の大量の解約が発生した場合、連動先ファンド副運用会社またはその受任者にとって、不適当な時期または不利な条件において投資ポジションを清算せずに、確実に十分な資金を入手することがより困難になることがあります。したがって、連動先ファンドは、その目論見書に詳述される一定の状況下での解約を制限する方針を有します。かかる制限により、一部または全部の当該証券の解約を希望する当該証券保有者は、希望する期間または価格で解約することができないことがあります。かかる制限に特有の結果として、当該証券への投資は、非流動的とみなされなければなりません。
- （ ）連動先ファンドの目論見書に詳述されるとおり、クラスを構成する金融商品の重大な非流動性をもたらす例外的な状況下において、当該証券は、現物償還されることがあります。かかる可能性に特有の結果として、当該証券への投資は、非流動的とみなされなければなりません。

純資産価格の計算：連動先ファンド証券の１口当たり純資産価格は、連動先ファンドの目論見書に詳述されるその方針および手順に従って、連動先ファンド副運用会社により誠実に決定されます。かかる方針および手順は、一般的に適用される方針および手順とは（場合により著しく）異なる場合があります。

報酬および費用：連動先ファンドの収益性の有無および特定のクラスの連動先ファンド証券の価値の値上がりの有無にかかわらず、連動先ファンドおよび当該クラスは、クラス事務代行報酬およびクラス管理報酬を含む報酬および費用（連動先ファンドの目論見書に詳述されます。）を支払うことを要求されます。かかる費用および報酬は、連動先ファンド証券のパフォーマンスに影響します。

さらに、連動先ファンドの資産が投資される可能性があり、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが副運用者を務める各集合投資ファンドは、副運用者であるリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ、運用者であるSGハンブロス・ファンド・マネージャーズ（ジャージー）リミテッド、保管者であるSGハンブロス・トラスト・カンパニー（チャンネル諸島）リミテッドおよびそれらの各投資アドバイザーに対して、当該集合投資ファンドに関する役務に関連する一定の報酬、費用および手数料（当該集合投資ファンド証券の売買にかかる報酬を含みます。）を支払い、これらの会社は、かかる報酬、費用および手数料を、連動先ファンドによって支払われる報酬および費用に加えて、自己のみの使用および利益のために保有することができます。また、連動先ファンドの資産は、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイもしくはその関連会社が運用者もしくは副運用者を務めるか、または当該法人が職員、販売者、スポンサー、後援者、投資アドバイザーもしくは投資マネージャー、もしくはこれらに類似した役割を務める投資スキームにも投資される可能性があります。このような場合、当該投資スキームは、当該法人に対して、当該投資スキームに関する役務に関連する一定の報酬、費用および手数料を支払い、当該法人は、かかる報酬、費用および手数料を、連動先ファンドによって支払われる報酬および費用に加えて、自己のみの使用および利益のために保有することができます。

その他手数料：連動先ファンド副運用会社および／またはその各関連会社は、ブローカー、ディーラー、銀行、投資アドバイザーまたは参照ファンド運用会社から、連動先ファンドが当該ブローカー、ディーラー、銀行、投資アドバイザーまたは参照ファンド運用会社へ支払った手数料および報酬ならびに当該ブローカー、ディーラー、銀行、投資アドバイザーまたは参照ファンド運用会社が連動先ファンドへ支払った利息に関する金額を、随時受領することができます。かかる金額は、連動先ファンド副運用会社が当該ブローカー、ディーラー、銀行、投資アドバイザーまたは参照ファンド運用会社に依頼し

た事業（連動先ファンドのために行われた事業を含みます。）の対価として、連動先ファンド副運用会社またはその各関連会社に対して支払われる場合があります。連動先ファンド副運用会社および／またはその各関連会社は、連動先ファンドへの説明責任を負うことなく、自らの利益のためにかかる金額を留保することができます。

早期償還：連動先ファンドの早期償還事由が発生した場合、かかる早期償還は、各クラスにより負担される報酬の未償却部分につき早期に償却させるため、そうでない場合と比較すると分配可能な金額を減少させます。連動先ファンドが保有する一定の金融商品は、極めて非流動的であり、市場価値をほとんどまたは一切有さないことがあります。売却または分配の時点において、連動先ファンドが保有する一定の証券の価値が、当該証券の取得原価を下回り、またはその非流動性により、その評価の時点で一般的であったものと比べて不利な条件で清算され、その結果投資家に損失がもたらされる可能性があります。

適用法の変更：連動先ファンドは、様々な法律上の要件（特に、様々な法域における集団投資スキーム法、証券法、税法および年金法により課せられる要件を含みます。）を遵守しなければなりません。かかる法律のいずれかが、連動先ファンドの予定存続期間に変更された場合、連動先ファンドおよびファンド証券保有者に適用される法律上の要件は、現行の要件と著しく異なることがあります。かかる適用法の変更の結果、特に、連動先ファンド副運用会社が、投資目的を達成し得る程には投資方針および投資手法を十分に実行できない可能性があります。このことは、連動先ファンド証券のパフォーマンスに影響する場合があります。

取引相手リスク：連動先ファンドの一定の資産は、1つもしくは複数の当事者または連動先ファンドの取引相手（主要なブローカーおよび副保管会社を含みますが、これらに限られません。）により保有されることがあります。連動先ファンドのかかる資産は、これらの取引相手および取引相手の債権者に対して引き渡される可能性があります。したがって、連動先ファンドの資産は、連動先ファンドが取引等を実行するかかる当事者および取引相手の信用力または支払能力のリスクにさらされます。

利益相反：連動先ファンドの取締役、保管会社、運用会社、副運用会社およびそれらの各関連会社は、連動先ファンドに関する一定の利益相反に直面する可能性があり、また連動先ファンドの投資戦略と類似する投資戦略を用いる他の投資主体およびその他一般的な事業に関与することができます。連動先ファンド副運用会社は、連動先ファンドをして、ソシエテ ジェネラル グループ、連動先ファンドの取締役、保管会社、運用会社、副運用会社またはそれらの各関連会社に対して財務上の利害関係を有する金融商品に投資を行わせる、つまりエクスポージャーを持たせること、またはそれらが他の財務上または事業上の関係を有するブローカーまたはその他の者と取引を行わせることができます。

また、連動先ファンドは、自らの勘定で報酬、手数料またはマージンを得ることのできるソシエテ ジェネラル グループ、連動先ファンド副運用会社またはその各関連会社と、取引を直接行うことができます。ただし、かかる取引が公正妥当に行われる場合に限られます。ソシエテ ジェネラル グループおよび連動先ファンド副運用会社は、自らの勘定で、かかる商品の取引から生じる可能性のあるすべての利益および利得を得る権利を有します。かかる事業上の関係の結果として、連動先ファンドは、損失を被るか、または利益を実現する機会を失う可能性があり、したがって、その投資目的を達成するためにすべての機会を最大限に生かすことができない可能性があります。

連動先ファンドは、特定の資産に対するレバレッジを利用したエクスポージャーを獲得するために、ソシエテ ジェネラルから、もしくはそれを通じて資金を借入れ、またはソシエテ ジェネラルとOTC取引をすることがあります。この場合、連動先ファンドは、ソシエテ ジェネラルに対してその資産についての担保権を付与することがあります。ソシエテ ジェネラルは、かかる借入れおよびOTC取引に関して、手数料を受領することもあります。

連動先ファンド副運用会社は、かかる借入れおよびOTC取引において、ソシエテ ジェネラルの代理人に任命され、それにより潜在的な利益相反に直面するおそれがあります。かかる利益相反が生じた場合、連動先ファンドは、連動先ファンド副運用会社がソシエテ ジェネラルに代わって、その利益のた

めに働くが、連動先ファンドに代わって、その利益のためには働かないということに同意することがあります。

また、ソシエテ ジェネラル グループまたはその関連会社は、連動先ファンドに関連してデリバティブを発行する場合があります、かかる商品が市場へ導入されることにより、連動先ファンド証券の価格が影響を被る可能性があります。

連動先ファンド運用会社、連動先ファンド副運用会社およびその関連会社または関係者は、連動先ファンドと同一もしくは類似の、または異なる投資資産または投資ポジションに関し、自らの勘定により取引を行うことができ、また連動先ファンドの投資家以外の投資家のために売買一任勘定および投資アドバイスの提供を行うことができます。連動先ファンド運用会社、連動先ファンド副運用会社またはその関連会社もしくは関係者は、自らの勘定により、および/または連動先ファンドの投資家以外の投資家を代理してもしくは当該投資家の勘定により、投資する、または投資ポジションを取得することができます。投資または取引の機会に参加することが、連動先ファンドもしくは連動先ファンド副運用会社および/または連動先ファンドの投資家以外の1名または複数名の投資家にとって、連動先ファンド副運用会社がその勘定により取引を行う当該投資家にとって、適切であると連動先ファンド副運用会社が判断する場合、連動先ファンド副運用会社は、公正に注文を実行するよう努めます。連動先ファンド副運用会社は、通常、かかる状況において、当該各勘定について同時に注文を行うよう努めます。かかる注文が同一の価格で成立しなかった場合、連動先ファンド副運用会社は、連動先ファンドおよび他の各勘定間において、かかる注文が成立した価格の平均額が支払われるかまたは受領されるよう図る場合があります。連動先ファンド副運用会社は、一般的な市況下でかかる注文を完全に実行できなかった場合、各勘定のために行った注文の規模および連動先ファンド副運用会社が必要であるとする他の要因を考慮の上、連動先ファンド副運用会社が公正であると判断する方法で、投資資産または投資ポジションを、連動先ファンド副運用会社、連動先ファンドおよび他の勘定の間で配分することができます。

連動先ファンドの設立書類には利益相反の解決に関する手続は記載されていませんが、連動先ファンド運用会社および連動先ファンド副運用会社は、利益相反が公正に解決されるよう努める一般的な義務を有します。

ソシエテ ジェネラルによる連動先ファンドの間接支配：連動先ファンドは、連動先ファンド運用会社により発行人証券を保有されているため、連動先ファンド運用会社の子会社であり連動先ファンド運用会社により支配されています。連動先ファンド運用会社および連動先ファンド副運用会社は、ソシエテ ジェネラルの間接的な子会社でありソシエテ ジェネラルにより間接的に支配されています。

上記に挙げられたリスク要因は、連動先ファンドへの投資に係るリスクの完全な一覧ではありません。連動先ファンドへの投資は、随時、例外的な他のリスクにさらされる可能性があります。

上記に挙げられたリスク要因は、関連するファンドの投資スキームに係る潜在的なリスクの完全な一覧ではありません。

当初参照ファンド特有のリスク要因

デリバティブ：当初参照ファンドは、レバレッジを利用したもしくは利用していない特定の証券、通貨、金利、指数、市場の投資パフォーマンスを修正もしくは交換するため、または当初参照ファンドの投資ポジションの相対的価値の変動をヘッジするため、デリバティブを利用する場合があります。かかる商品は、一般的に取引相手リスクを有しており、意図される効果を得られずに参照ファンド証券保有者に対してより多大な損失または利益をもたらす可能性があります。かかる投資はすべて、投資額の全部または一部に及ぶ損失をもたらす可能性のある追加リスク（特に金利リスクおよび信用リスクのボラティリティ、世界市場および国内市場における価格および需要の変動リスク、ならびに一般的な経済的要因および経済活動のリスク）にさらされます。デリバティブは、市場の動きを著しく増幅させることができる一方で、投資した金額以上の損失をもたらす可能性のある高いレバレッジが組み込まれている場合があります。

取引所にて取引される商品が非流動的となる可能性：値幅制限等の市場の状況により、当初参照ファンドが、取引所においていつでも希望の価格で売買注文を実行できるまたは投資ポジションを手仕舞うことができるとは限りません。取引所における取引が停止または制限された場合、当初参照ファンドが、投資アドバイザーが望ましいと考える条件で取引の実行または投資ポジションの手仕舞いを行うことができない可能性があります。

デリバティブのOTC取引：当初参照ファンドは、証券取引所で取引されていない、つまり標準化されていない投資資産に、資産の一部を投資する場合があります。このようなOTC取引は、先渡し契約またはオプション等です。OTCデリバティブ取引は、投資ポジションを手仕舞うための取引市場が存在しないため、取引所で取引されるデリバティブへの投資よりも高いリスクを伴います。既存の投資ポジションの手仕舞い、取引所外取引により生じた投資ポジションの価格の算定、またはさらされているリスクの算定を行うことが不可能である場合があります。このような投資に関して、当初参照ファンドは、取引相手がかかる契約の履行を怠るか、履行できないかまたは履行を拒否するリスクにさらされています。

市場の非流動性または混乱により、当初参照ファンドが多大な損失を被る可能性があります。また、OTC取引は、取引相手の支払不能リスクも有します。

オプション：当初参照ファンドは、様々な種類のオプション取引を随時行うことができます。オプションの売買では、投資家はプレミアムを支払うかまたは受領しオプションの対象となる証券、指数または他の商品を、将来のある時期または一定の期間内に特定の価格にて売買する権利または義務を、場合に依りて、有します。買いオプションは、オプションの対象となる商品の価格が予想どおりに推移せず、投資家がプレミアムの価値を喪失するリスクを伴います。

一方で、売りオプションは、投資家がオプションの対象となる商品の実際の価格推移にさらされ、無限の損失を被る可能性があることから、より大きなリスクを伴う可能性があります。

先物：当初参照ファンドは、様々な種類の先物取引を随時行うことができます。かかる取引で通常必要とされる低額の委託証拠金により大きなレバレッジが得られる場合があり、投資対象資産の価格変動が比較的に少ない場合であっても、過度に大きな利益または損失が生じる可能性があります。

空売り：当初参照ファンドは、証券の空売りを行うことができます。空売りでは、当初参照ファンドが保有していない証券を、同一の証券（またはこれに代わる証券）を後日より低価で購入することを見越して売却します。空売りは、空売りがなされた特定の投資資産の市場価格が理論上無限に上昇し、ショートポジションの買戻しが不可能となり理論上無限の損失が生じるリスクを有します。ショートポジションを手仕舞うための証券が購入可能であるという保証はありません。

レバレッジおよび金利：投資アドバイザーは、証拠金の預託による有価証券の購入およびその他の投資を行うために借入れ等を利用し、レバレッジを用いることがあります。投資アドバイザーは、現金と引き換えに投資資産を金融機関に売却し、支払われた売却価格に合意された利率に基づく利息を加えた金額で指定された将来の日にかかる投資資産を買い戻すことに合意して、当初参照ファンドが事実上、担保付で資金を借り入れるリバース・レポ取引を行うことにより、当初参照ファンドの資産にレバレッジを効かせることもあります。市場の急激な悪化により当初参照ファンドの資産価値が大幅に急落した場合、当初参照ファンドは、証拠金または借入債務の支払に見合うように資産を換金することができない可能性があります。また、当初参照ファンドは、投資ポジションの構築および維持を証拠金の預託によって行うことにより、かかる投資ポジションに対する投下金額よりもはるかに大きな金額の投資ポジションを持つことができるため、価格が不利に推移した場合に当初参照ファンドが被る可能性がある損失額は、投資した額に対して相対的に大きくなります。さらに、レポ金利等は当初参照ファンドが負担する経費となり、レポ金利等の利率は金利全般に合わせて変動することが多いことから、当初参照ファンドは、金利全般が上昇するリスク、すなわちレポ金利等の利率が上昇するリスクにさらされており、当初参照ファンドが負担する経費が増加することになります。

投資資産の流動性の欠如：当初参照ファンドによる投資は、一定の場合において、本来的に長期投資であり、売却に適するようになるまでに数年かかる場合があります。かかる投資資産の価値の現金化は、

短期的には難しい場合があり、容易に売買可能な他の投資資産と比較して相当大幅な割引を行って現金化されなければならない場合もあります。

事業への投資に係るリスク：当初参照ファンドは、企業または合併事業に直接投資する場合があります、これは事業運営リスクおよび財務リスクを伴う場合があります。当初参照ファンドの存続期間中、当初参照ファンドが投資する事業体は、経済環境、テクノロジー、競争の変化のリスクおよびその他の事業運営リスクにさらされることとなります。これらの理由および他の理由により、実際には当初参照ファンドの目標どおりに資本が成長しない場合があります。さらに、当初参照ファンドは、投資先の事業体の経営に対して支配権を行使することができない場合があります。

分散投資の欠如：当初参照ファンドが限られた数の種類の有価証券、金融商品または契約に絞られた投資戦略を実施することから、当該有価証券、金融商品または契約の価格が相場全体よりも著しく不利に推移した場合には一般的に、当初参照ファンドは、相場全体の下落幅を超えた損失を負わなければならないことがあります。

投資方針の変更：当初参照ファンドは、当初参照ファンド副運用会社が当初参照ファンドの利益になると考える時に、具体的な「リスク要因」が定められていない新しい投資方針を策定する場合があります。しかし、かかる新しい投資方針は、投機的で、ボラティリティが高く、一般的には、当初参照ファンドの追補書類に当初記載された投資方針と同等のリスクがあるものとして捉えられなければなりません。

投資戦略の変更：当初参照ファンドは、当初参照ファンド副運用会社が当初参照ファンドの利益になると考える時に、具体的な「リスク要因」が定められていない新しい投資戦略を実施する場合があります。しかし、かかる新しい投資戦略は、投機的で、ボラティリティが高く、一般的には、当初参照ファンドの追補書類に当初記載された投資戦略と同等のリスクがあるものとして捉えられなければなりません。

損失リスク：当初参照ファンド証券の価格は、上昇することもあれば、下落することもあり、投資家は当初の投資金額が回収できないことがあります。

当初参照ファンドが保有する投資資産および投資ポジションは、（ ）相場の変動、（ ）取引相手の信頼性および（ ）当該投資の利益を上げるためまたは当該投資ポジションを持つために当初参照ファンドが採用した戦略を実際に実施した際のオペレーション上の効率性に影響されます。したがって、当初参照ファンドの投資は、特に市場リスク、信用リスクおよびオペレーション上のリスクにさらされています。

いかなる場合であっても、かかるリスクおよび当初参照ファンドの投資資産の価格にマイナスとなるその他の有害事象の発生は、高い確率で参照ファンド証券の価格の著しい下落をもたらします。当初参照ファンドが実施する戦略に内在するリスクのため、常に参照ファンド証券の価格は著しく下落する可能性があり、ゼロになる可能性もあります。

ボラティリティ：参照ファンド証券への投資は非常にボラティリティが高い場合もあり、そのため、保有する当該証券の価格が著しく変動する可能性があることを投資家は認識すべきです。したがって、当該証券の価格は、時間的長さに関係なく、あらゆる期間において著しく変動することがあります。当該証券が影響されるであろうボラティリティによって、当該証券の価格について、その上昇幅も、下落幅も拡大することが予想されます。

市場リスク、競争および規制または介入：当初参照ファンドが投資する金融商品およびかかる商品の発行体または取引相手は、特に需給の変化、国の法律、規制および取り締まり、取引、金融財政政策ならびに国内外の政治経済情勢の影響を受けられると思われます。かかる要因がかかる商品の価格に及ぼす影響は、一般的に予測することが困難です。かかる規制または介入は、当初参照ファンドのパフォーマンスに悪影響を与えることがあります。

当初参照ファンドの投資目的の達成：当初参照ファンドが、その投資目的を達成するという保証はありません。当初参照ファンド副運用会社および／または投資アドバイザーが、当初参照ファンドに利益をもたらすように当初参照ファンドの資産を配分できるという保証はありません。また、当初参照ファンド運用会社、当初参照ファンド副運用会社および／または投資アドバイザーによって策定され、当初参照ファンドの目論見書の投資目的、投資戦略および投資方針に記載された投資戦略および資産配分戦略が、参照ファンド証券の価格にプラスに働くという保証也没有ありません。当初参照ファンドは、一部の金融市場においては価格が上昇している時であっても、損失を被ることがあります。

過去のパフォーマンス：当初参照ファンド、当初参照ファンド運用会社、当初参照ファンド副運用会社および／または投資アドバイザーの過去のパフォーマンスから、将来の当初参照ファンドへの投資結果を予想することはできません。

投資アドバイザーへの依存：当初参照ファンドは、主要な投資ポートフォリオを運用し主要な投資ポートフォリオの投資について裁量権を有する投資アドバイザーの専門性および能力に（特にパフォーマンスに関して）大きく依存しているため、投資アドバイザーの主要人員が業務遂行不可能となるかまたは辞任した場合、投資結果に悪影響を被る可能性があります。

クラス間の相互支払義務：当初参照ファンドは1つの法人であり、すべての債務は、いずれのクラスに帰属するかにかかわらず、関連する債権者と別段に合意しない限り、当初参照ファンド全体を拘束し、したがって、1つのクラスの債務は、1つまたは複数のその他のクラスにも影響し、それらのクラスから支払われることがあります。かかる事態は、当初参照ファンドの主要な投資資産が、すべてのクラスが参加し、またこれに関して特定のクラスに対して債務を制限することなく第三者との間で取引が行われる1つの投資ポートフォリオで構成される場合に発生し易くなります。いずれかのクラスが支払不能に陥りまたはその資産を使い果たし、そのためにその債務のすべてを履行できない場合、その他のクラスに帰属する当初参照ファンドの資産の全部について、支払不能に陥った当該クラスの債務の履行に充当されることがあります。当初参照ファンドの取締役は、当初参照ファンドの目論見書の日付現在において、いかなる既存のまたは偶発的な当該債務も認識していません。

通貨リスク：参照ファンド証券は、異なるクラス通貨（1クラスにつき1通貨）で発行、評価および償還されることがあります。クラス通貨は、基準通貨である米ドルとは異なる通貨である場合があります。当初参照ファンド副運用会社は、クラス通貨が米ドルとは異なるクラスに関して、米ドル/クラス通貨の為替レートの変動から当該証券保有者の投資を保護するために、当該クラスの勘定で、為替ヘッジ取引を行うことができます。当初参照ファンド副運用会社が、当該クラスに関連する当該証券の価格変動の影響を軽減するためにかかる取組みを行ったにもかかわらず、様々な理由により、かかるヘッジ商品と米ドル/クラス通貨の為替レートの変動との間に完全な相関関係が得られない場合があります。このような不完全な相関関係により、意図されたヘッジ効果が得られない、または当該クラスが損失リスクにさらされる場合があります。さらに、当該リスクに加えて、かかるヘッジが実行または運用された結果、当該クラス証券のパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす費用のみが発生することとなる場合があります。したがって、上記の意図される保護の取組みが完全であると考えすることはできません。このため、同様の投資目的および戦略を有しながら異なるクラス通貨建てである2つのクラスにおいて、このような潜在的な不完全性およびヘッジ取引に係る費用により、異なる水準のパフォーマンスとなる可能性があります。

さらに、資産および債務の主な表示通貨が、投資通貨（すなわち、投資家が投資する当該証券のクラス通貨）とは異なる場合は、投資通貨（すなわち、クラス通貨）とかかるその他の通貨との間の為替レートの変動から生じる損失リスクの可能性を考慮する必要があります。

償還：以下の事実には留意する必要があります。

- （ ）参照ファンド証券は、当初参照ファンドの目論見書に記載される一定の状況において、当初参照ファンド運用会社または当初参照ファンド副運用会社により強制的に償還されることがあります。主要な投資ポートフォリオおよび／または該当するクラスが連動する金融商品の全部またはほとんどの部分が、所定の取引日に上記の強制償還に基づき清算された場合、当該クラス証券の1口当たり純資産価格は、結果的に重大な悪影響を被る可能性があります。

- () 当該証券の大量の解約が発生した場合、当初参照ファンド副運用会社またはその受任者にとって、不適当な時期または不利な条件において投資ポジションを清算せずに、確実に十分な資金を入手することがより困難になることがあります。したがって、当初参照ファンドは、その目論見書に詳述される一定の状況下での解約を制限する方針を有します。かかる制限により、一部または全部の当該証券の解約を希望する当該証券保有者は、希望する期間または価格で解約することができないことがあります。かかる制限に特有の結果として、当該証券への投資は、非流動的とみなされなければなりません。
- () 当初参照ファンドの目論見書に詳述されるとおり、クラスを構成する金融商品の重大な非流動性をもたらす例外的な状況下において、当該証券は、現物償還されることがあります。かかる可能性に特有の結果として、当該証券への投資は、非流動的とみなされなければなりません。

純資産価格の計算：参照ファンド証券の1口当り純資産価格は、当初参照ファンドの目論見書に詳述されるその方針および手順に従って、当初参照ファンド副運用会社により誠実に決定されます。かかる方針および手順は、一般的に適用される方針および手順とは（場合により著しく）異なる場合があります。

非流動性：当初参照ファンド証券への投資は、非常に非流動的であると考えられなければなりません。かかる非流動性は高いリスクを有し、いずれかのクラスの純資産価格または主要な投資ポートフォリオの純資産価格の計算が中断された場合には、当初参照ファンドの目論見書に個別に詳述されるとおり、参照ファンド証券の申込みまたは解約が実行されない可能性があります。

かかる中断の直前に公表される当該証券の価格と、中断が解除された直後に公表される当該証券の価格が著しく異なることがあります。

報酬および費用：当初参照ファンドの収益性の有無および特定のクラスの参照ファンド証券の価値の値上がりの有無にかかわらず、当初参照ファンドは、直接または当該クラスを通じて、特に管理報酬、保管報酬および投資アドバイザー報酬を含む報酬および費用（当初参照ファンドの目論見書に詳述されます。）を支払うことを要求されます。かかる費用および報酬は、参照ファンド証券のパフォーマンスに影響します。

成功報酬：当初参照ファンドから投資アドバイザーに対して成功報酬が支払われる場合、かかる成功報酬が支払われることにより、投資アドバイザーがかかる報酬の取決めがなかった場合と比較して、より高リスクつまり投機的な取引を選択する可能性があります。成功報酬にはハイウォーターマーク方式が採用される場合があり、投資家は参照ファンド証券への投資の前に考慮する必要があります。

ソフトコミッション：当初参照ファンド副運用会社または投資アドバイザーは、取引の実行またはサービスの提供を行うブローカー（プライムブローカー等をいいますが、これに限られません。）、銀行およびディーラーを選択するにあたり、価格、当該ブローカー、銀行およびディーラーの取引実行能力、設備面、信頼性および支払責任能力、ならびに当該ブローカー、銀行およびディーラーが提供する商品もしくはサービスまたは彼らが支払う費用等の要因を考慮する可能性があります。商品およびサービスには当初参照ファンド副運用会社または投資アドバイザーが投資判断に利用する調査レポートが含まれる場合があり、また費用には当初参照ファンド副運用会社または投資アドバイザーの一般管理費が含まれる場合があります。このいわゆる「ソフトコミッション」のため、当初参照ファンド副運用会社および/または投資アドバイザーが、最も低価な取引手数料を提示されていないにもかかわらず、特定のブローカー、銀行またはディーラーと取引を行う可能性があります。

その他手数料：当初参照ファンド運用会社、保管会社および副運用会社またはその関連会社は、ブローカー、ディーラー、銀行および投資アドバイザーから、当初参照ファンドが当該ブローカー、ディーラー、銀行または投資アドバイザーへ支払った手数料および報酬ならびに当該ブローカー、ディーラー、銀行または投資アドバイザーが当初参照ファンドへ支払った利息に関する金額を、随時受領することができます。かかる金額は、当初参照ファンド副運用会社が当該ブローカー、ディーラー、銀行または投資アドバイザーに依頼した事業（当初参照ファンドのために行われた事業を含みます。）の対価として、当初参照ファンド運用会社、保管会社および副運用会社またはその関連会社に対して支払われる場合があります。当初参照ファンド運用会社、保管会社および副運用会社またはその関連会社は、当

初参照ファンドへの説明責任を負うことなく、自らの利益のためにかかる金額を留保することができません。

早期償還：当初参照ファンドの早期償還事由が発生した場合、かかる早期償還は、各クラスにより負担される報酬の未償却部分につき早期に償却させるため、そうでない場合と比較すると分配可能な金額を減少させます。当初参照ファンドが保有する一定の金融商品は、極めて非流動的であり、市場価値をほとんどまたは一切有さないことがあります。売却または分配の時点において、当初参照ファンドが保有する一定の証券の価値が、当該証券の取得原価を下回り、またはその非流動性により、その評価の時点で一般的であったものと比べて不利な条件で清算され、その結果投資家に損失がもたらされる可能性があります。

適用法の変更：当初参照ファンドは、様々な法律上の要件（特に、様々な法域における集団投資スキーム法、証券法、税法および年金法により課せられる要件を含みます。）を遵守しなければなりません。かかる法律のいずれかが、当初参照ファンドの予定存続期間に変更された場合、当初参照ファンドおよび参照ファンド証券保有者に適用される法律上の要件は、現行の要件と著しく異なることがあります。かかる適用法の変更の結果、特に、投資アドバイザーが、投資アドバイザーが十分だと考えるか、および／または投資目的の達成に必要なと考えられる方法で投資戦略を実行できない可能性があります。このことは、参照ファンド証券のパフォーマンスに影響する場合があります。

取引相手リスク：当初参照ファンドはOTC市場における取引に参加する可能性があります。当初参照ファンドは、かかる取引において、取引相手の信用力および支払能力ならびにかかる契約の条件を充足する能力に影響を受けます。例えば、当初参照ファンドは、レボ取引、先渡し契約ならびにオプションおよびスワップ取引を行う可能性があります。これらの各取引により、取引相手が該当する契約に基づく義務の履行を怠るリスクにさらされます。さらに、かかる取引相手は、全く規制を受けていないか、または緩い規制しか受けない可能性があります。

また、当初参照ファンドの資産の一定部分は、1つもしくは複数のブライムブローカーまたは当初参照ファンドの取引相手等の当事者（取引を実行もしくは決済するブローカーもしくは決済機関、またはブライムブローカーの副保管会社を含みますが、これらに限られません。）により保有される場合があります。かかるブライムブローカーその他の取引相手との間で、これらが保有する当初参照ファンドの資産を、これらの勘定により再利用することができる旨の合意がなされる場合があります。

したがって、当初参照ファンドの資産は、かかるブライムブローカーおよびその他の取引相手の信用力および支払能力の影響を受けると考える必要があります。

取引相手、ブライムブローカーまたはかかるその他の当事者が破産するかまたは支払不能となった場合、当初参照ファンドによる投資ポジションの手仕舞いの遅延や、当初参照ファンドが権利を行使しようとする期間における投資資産の価値の減少、かかる期間中の利益実現の停止、ならびにかかる権利行使にかかる報酬および費用の発生等、多大な損失を被る可能性があります。

利益相反：当初参照ファンドの取締役、保管会社、運用会社、副運用会社、投資アドバイザーおよびこれらの各関連会社は、当初参照ファンドに関する一定の利益相反に直面する可能性があり、また当初参照ファンドの投資戦略と類似する投資戦略を用いる他の投資主体およびその他一般的な事業に関与することができます。当初参照ファンド副運用会社および／または投資アドバイザーは、ソシエテ ジェネラル グループ、当初参照ファンドの取締役、保管会社、運用会社、副運用会社、投資アドバイザーまたはこれらの各関連会社が財務上の利害関係を有する金融商品に当初参照ファンドをして、投資を行わせる、つまりエクスポージャーを持たせること、またはそれらが他の財務上または事業上の関係を有するブローカーまたはその他の者と取引を行わせることができます。

また、当初参照ファンドは、自らの勘定で報酬、手数料またはマージンを得ることのできるソシエテ ジェネラル グループ、当初参照ファンド副運用会社および／もしくは投資アドバイザーまたはその各関連会社と、取引を直接行うことができます。ただし、かかる取引が公正妥当に行われる場合に限られます。ソシエテ ジェネラル グループ、当初参照ファンド副運用会社および／または投資アドバイザー

は、自らの勘定で、かかる商品の取引から生じる可能性のあるすべての利益および利得を得る権利を有します。かかる事業上の関係の結果として、当初参照ファンドは、損失を被るか、または利益を実現する機会を失う可能性があり、したがって、その投資目的を達成するためにすべての機会を最大限に生かすことができない可能性があります。

また、ソシエテ ジェネラル グループまたはその関連会社は、当初参照ファンドに関連してデリバティブを発行する場合があります、かかる商品が市場へ導入されることにより、参照ファンド証券の価格が影響を被る可能性があります。

投資アドバイザーおよびその関連会社は、当初参照ファンドと同一もしくは類似の、または異なる投資資産または投資ポジションに関し、自らの勘定により取引を行うことができ、また当初参照ファンドの投資家以外の投資家のために売買一任勘定および投資アドバイスの提供を行うことができます。投資アドバイザーまたはその関連会社は、自らの勘定により、および／または当初参照ファンドの投資家以外の投資家を代理してもしくは当該投資家の勘定により、投資する、または投資ポジションを取得することができます。投資または取引の機会に参加することが、当初参照ファンドもしくは投資アドバイザーもしくはその関連会社および／または当初参照ファンドの投資家以外の1名または複数名の投資家にとって、投資アドバイザーもしくはその関連会社がその勘定により取引を行う当該投資家にとって、適切であると投資アドバイザーまたはその関連会社が判断する場合、投資アドバイザーまたはその関連会社は、公正に注文を実行するよう努めます。投資アドバイザーは、通常、かかる状況において、当該各勘定について同時に注文を行うよう努めます。かかる注文が同一の価格で成立しなかった場合、投資アドバイザーは、当初参照ファンドおよび他の各勘定間において、かかる注文が成立した価格の平均額が支払われるかまたは受領されるよう図る場合があります。投資アドバイザーまたはその関連会社は、一般的な市況下でかかる注文を完全に実行できなかった場合、各勘定のために行った注文の規模および投資アドバイザーまたはその関連会社が必要であると考え他の要因を考慮の上、投資アドバイザーまたはその関連会社が公正であると判断する方法で、投資資産または投資ポジションを、彼ら自身の勘定や当初参照ファンドその他の勘定の間で配分することができます。

当初参照ファンドの設立書類には利益相反の解決に関する手続は記載されていませんが、当初参照ファンド運用会社および当初参照ファンド副運用会社は、利益相反が公正に解決されるよう努める一般的な義務を有します。

上記に挙げられた当初参照ファンド特有のリスク要因は、当初参照ファンドへの投資に係る潜在的なリスクの完全な一覧を意図したものではありません。

b. ファンドに係る利益相反

受託会社、保管会社および事務代行会社、管理会社ならびに販売会社

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社の各々、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの各々の取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはその他の当事者（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、事務代行者、保管者、運用者または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。適用法令に従い、関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

上記の一般性を制限することなく、受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社の役務提供はファンドに限られず、各々は、各当事者が設定する条件に基づき、ファンドと別の投資信託に対し、また他の投資信託および他の類似のスキームのために、類似のまたは他の役務を設定しまたは提供することができます。また、自己のために、これらにより支払われる報酬等を取得することができます。ただし、トラストまたはファンドの運用およびこれらに関する情報は機密とし、トラストまたはファンド独自のものとみなされます。いかなる当事者も、かかる当事者またはその使用人もしくは代理人は、ファンドに関する義務の履行を除き、彼らが同様の役務を他者に提供する過程において、またはその他の資格もしくはその他のあらゆる業務の過程において知り得た事実または事柄について影響を受けないものとし、またかかる事実または事柄について、他の当事者に対する開示義務を負わないものとします。

適用法令に従い、関係当事者は以下を行うことができます。

- (a) 受益証券の保有者となり、自らが適切と判断する場合、かかる受益証券の保有、処分その他の取扱いをすること。
- (b) ファンドが同様のまたは類似の投資資産を保有しているにかかわらず、自己の勘定で、投資資産を購入、保有および取引すること。ただし、関係当事者またはかかる関係当事者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定が、ファンドの信託財産を構成する資産を購入または売却した場合、かかる取引が公開市場において行われ、それぞれ、その時点でのかかる市場における信用力のある取引相手方と同様の規模と条件を有する取引において適用される最善の条件で成立した場合の状況よりもファンドを悪い状況に陥らせないものとします。
- (c) 受託会社、管理会社もしくは受益者またはその証券がファンドの信託財産を構成する会社との間で、契約を行うかもしくは金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を行うこと、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。関係当事者は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、関係当事者の間だからという理由だけでかかる契約または取引に関する説明責任を要求されないものとします。
- (d) ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資資産の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ること。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの資金または借入金に関して、銀行、貸主または出資者として行為する場合、かかる資格においてすべての通常の銀行業務または貸付業務の利益を留保する資格を有するものとします。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの保管者または事務代行者として行為する場合、その各々は、かかる行為の結果生じた利益について説明することなく、かかる役務に関するすべての通常の報酬および費用を請求し、これを留保する資格を有するものとします。

投資顧問会社

投資顧問会社、その関係者ならびにこれらの各々の取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「投資顧問会社の関係当事者」といいます。）は、ファンドと類似の投資目的を有するか否かを問わず、非一任型もしくは一任型で、他の事業に従事するか、他の者もしくは法人の運用者もしくは投資顧問として行為する場合があります。投資顧問会社の関係当事者は、他の者または投資顧問先に対し、一定の投資または戦略を管理会社に推奨されるか否かにかかわらず、勧める場合があります。投資顧問会社の関係当事者はまた、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、コンサルタント、管理者、事務代行者、保管者、運用者または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれる場合があります。投資顧問会社の関係当事者は、それらの業務から得た利益につき、受託会社、管理会社、ファンドまたはこれらの各々の関係者もしくは投資家に対する説明義務を負いません。投資顧問会社がその単独の裁量により、利益相反が生じ得る、または実際に利益相反が生じていると判断する場合、投資顧問会社は、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

適用法令に従い、管理会社は、ファンドの勘定で、投資顧問会社の関係当事者、かかる者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得し、またはこれを処分することができます。

投資顧問会社の関係当事者（投資顧問会社を除きます。）は、受益証券を保有し、また自らが適切と考える場合、それを売買することができます。投資顧問会社の関係当事者は、ファンドが類似の投資資産を保有しているにかかわらず、自己の勘定で投資資産を購入し、保有し、売買することができます。投資顧問会社の関係当事者は、受益者、またはその証券がファンドかファンドの勘定で保有されている会社との間で、金融取引もしくはその他の取引を行うことができ、または当該契約もしくは取引に利害関係を有することができます。さらに、投資顧問会社の関係当事者は、ファンドの利益となるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資資産の売買に関して、取り決められた手数料および利得を得ることができます。

投資顧問契約上の義務の履行に際し支援する投資顧問会社の従業員は、かかる履行のためにすべての時間を費やしません。また、投資顧問会社またはその関係者が、他の事業に従事しかつ全精力を傾注し、またはあらゆる種類もしくは性質の役務を提供する権利は制限されません。ただし、投資顧問会社は、投資顧問契約上のすべての義務を適切に履行します。

リスク管理

前記「第一部 第1 2 (3) 運用体制」の項をご参照下さい。同項の記載は、該当箇所に記載された時点の情報であり、今後変更される可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

（２）【買戻し手数料】

買戻手数料（信託財産留保額）はかかりません。

（３）【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額（以下に詳述されます。）の平均値の年率0.01％に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、（ ）投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ ）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されます。

管理会社が、その報酬の取決めに係る修正を提案した場合、管理会社は、その効力が生じる前に、受託会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

「評価日」とは、毎月最終暦日および／または管理会社が、受託会社と協議の上、随時別途決定するその他の日をいいます。

受託会社の報酬 受託会社は、その役務につき、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01％に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、信託証書およびケイマン諸島の法律に規定される義務の履行への対価として受託会社が受領します。

受託会社が、その報酬の取決めに係る修正を提案した場合、受託会社は、その効力が生じる前に、管理会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を2,800,000円とし、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.14％に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、（ ）ファンドの純資産価格の計算業務、（ ）ファンドの財務書類の作成、（ ）法務およびファンドの会計管理業務、（ ）マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止、（ ）規制遵守に関する監視、（ ）受益者名簿の管理、（ ）収益の分配、（ ）受益証券の買付けおよび買戻しの処理ならびに（ ）記録管理業務への対価として受領されます。

事務代行会社はまた、ファンドに関し事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

保管会社の報酬 保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を400,000円とし、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.02％に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。当該報酬は、（ ）ファンド資産である金融商品およびその他の資産の保管、（ ）キャッシュフローの監視ならびに（ ）選定された監視および監督業務の実施への対価として受領されます。保管会社はまた、ファンドに関し保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

代行協会の報酬 代行協会は、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。当該報酬は、()ファンドの運用報告書等の販売会社への送付業務、()純資産価格の公表業務、および()これらに付随する業務への対価として受領されます。

代行協会契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、その役務につき、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬（以下「投資顧問会社の報酬」といいます。）として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値（その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しません。）の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

当該報酬は、ファンドの定められた投資目的および方針を達成することを目指して、かつファンドの目論見書および信託証書ならびにケイマン諸島の法律に従って、投資判断を行い、ファンドの資産を投資および再投資することへの対価として受領されます。

投資顧問会社はまた、ファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

2015年12月31日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	73,924円
受託会社の報酬	73,924円
事務代行会社の報酬	2,800,002円
保管会社の報酬	432,157円
代行協会の報酬	2,953,869円
投資顧問会社の報酬	2,957,726円

（４）【その他の手数料等】

受託会社は、設立費用（および該当する当事者により、または該当する当事者のために支払われた設立費用（あった場合））をファンドの資産から支出し、この費用は、１年を超えない期間で償却されました。

受託会社、管理会社、投資顧問会社、保管会社、代行協会および事務代行会社の報酬は、ファンドの資産から、2016年12月31日まで（当日を含みます。）支払われます（ただし、信託証書の条項に従い、ファンドが早期に終了する場合を除きます。）。

さらに、外部の会計士や弁護士費用といったその他費用および経費のすべてを、ファンドが負担します。

2015年12月31日に終了した会計年度中のその他経費は、6,547,123円です。

上記の費用の他に、本債券およびインデックスの仕組みに伴う費用も生じており、かかる費用はすべて本債券およびインデックスの各々の価格に反映されています。これらの費用により、公式債券価格（以下に定義します。）は実質的に年率0.30%低下し、インデックスの価格は年率0.15%低下します。

連動先ファンド管理手数料

連動先ファンドの設立の手数料および費用

連動先ファンドの設立に伴う費用および経費（連動先ファンドの最終目論見書および設立文書の作成に関する登記費用、専門家に対する報酬および費用を含みますがこれらに限られません。）、連動先ファンド副運用会社がその義務の履行に際し負担する一定の費用および経費、ならびに連動先ファンドと連動先ファンド運用会社との間の運用契約および連動先ファンド、連動先ファンド運用会社および連動先ファンド副運用会社間の副運用契約上認められているその他の経費の見積額は約40,000米ドルであり、かかる費用および経費は、連動先ファンドにより支払われ、当初観察日から12ヶ月間にわたって償却されました。

連動先ファンドの管理報酬

連動先ファンド純資産価格の年率0.30%です。毎月計上し、四半期毎に後払いにて支払われます。

連動先ファンドの事務代行報酬

連動先ファンド純資産価格の年率0.20%、最低年間報酬は45,000ユーロです。毎月計上し、四半期毎に後払いにて支払われます。

投資アドバイザーの報酬

当初参照ファンドがその当初の構成資産となる、バスケットの純資産額の年率1.50%を上限とします。また、ハイウォーターマークに従い、バスケットの増加純利益の20%を上限とする成功報酬が支払われます。

「ハイウォーターマーク」とは、投資アドバイザーの報酬および成功報酬控除後のバスケットの純資産額の最高値をいいます。

上記報酬は、バスケットの構成資産に変更があった場合には変更される場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいています。

（Ａ）日本

ファンドは日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

- (1) ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税５％）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（所得税15%、住民税５％）の税率が適用されます。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本（Ａ）において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前３年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税５％）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前３年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20%（所得税15%、住民税５％）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

- (6) ファンドの償還については、譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の扱いとなります。
- (7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）上記の税金に加え、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、2037年12月31日まで、上記各記載の所得税率に基づく所得税額に対して2.1%の税率による復興特別所得税が課されます。また、日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

（Ｂ）ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島当局から、信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはト

ラストに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。

(1) 【投資状況】

(2016年 4 月末日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
債券	英国	465,590,032	93.13
現金およびその他の資産（負債控除後）		34,341,165	6.87
純資産総額		499,931,197	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年 4 月末日現在)

銘柄	発行地	種類	利率	償還日	額面金額 (米ドル)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
S G A ソシエテ ジェネラル・ アクセプタンス N V 0 % 12/10/16 リクソー・ ボールソン・ イベント・ ドリブン・ インデックス 1	英国	債券	0 %	2016年 10月12日	12,318,900	1,120,650,049	465,590,032	93.13

上記の他、投資有価証券はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2015年 5 月 1 日から2016年 4 月末日までの 1 年間における各月末の純資産総額および 1 口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

(A クラス受益証券)

	純資産総額	1 口当り純資産価格
	(円)	(円)
第 1 会計年度末 (2010年12月31日)	3,136,195,006	10,542
第 2 会計年度末 (2011年12月31日)	1,179,303,325	6,774
第 3 会計年度末 (2012年12月31日)	662,378,362	5,474
第 4 会計年度末 (2013年12月31日)	522,919,029	5,753

第 5 会計年度末 (2014年12月31日)	255,813,313	3,853
第 6 会計年度末 (2015年12月31日)	185,235,463	3,368
2015年 5 月末日	233,376,156	3,996
6 月末日	220,358,541	3,832
7 月末日	213,627,512	3,715
8 月末日	203,519,100	3,539
9 月末日	187,109,540	3,254
10月末日	187,973,482	3,321
11月末日	182,234,963	3,220
12月末日	185,235,463	3,368
2016年 1 月末日	174,376,623	3,170
2 月末日	161,283,773	3,020
3 月末日	153,781,620	2,880
4 月末日	158,193,055	2,990

(B クラス受益証券)

	純資産総額	1 口当り純資産価格
	(円)	(円)
第 1 会計年度末 (2010年12月31日)	1,448,729,538	9,544
第 2 会計年度末 (2011年12月31日)	560,659,455	5,774
第 3 会計年度末 (2012年12月31日)	388,948,648	5,242
第 4 会計年度末 (2013年12月31日)	380,859,324	6,789
第 5 会計年度末 (2014年12月31日)	212,203,326	5,455
第 6 会計年度末 (2015年12月31日)	146,134,629	4,791
2015年 5 月末日	204,324,172	5,838
6 月末日	184,213,005	5,549
7 月末日	181,216,714	5,458
8 月末日	166,517,470	5,061
9 月末日	150,900,621	4,601
10月末日	146,237,426	4,748
11月末日	142,291,824	4,665
12月末日	146,134,629	4,791
2016年 1 月末日	137,722,805	4,516
2 月末日	121,422,354	4,021
3 月末日	114,800,957	3,801
4 月末日	112,962,474	3,778

(C クラス受益証券)

	純資産総額		1 口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
第 1 会計年度末 (2010年12月31日)	25,628,342	2,843,208,261	105.77	11,734
第 2 会計年度末 (2011年12月31日)	13,811,681	1,532,267,890	67.05	7,439
第 3 会計年度末 (2012年12月31日)	8,482,193	941,014,491	54.79	6,078
第 4 会計年度末 (2013年12月31日)	6,020,007	667,859,577	58.16	6,452
第 5 会計年度末 (2014年12月31日)	3,329,585	369,384,160	41.00	4,549
第 6 会計年度末 (2015年12月31日)	2,455,896	272,457,102	35.80	3,972

2015年5月末日	3,100,307	343,948,059	42.47	4,712
6月末日	2,978,247	330,406,722	40.80	4,526
7月末日	2,765,212	306,772,619	39.62	4,395
8月末日	2,609,493	289,497,153	37.66	4,178
9月末日	2,379,330	263,962,870	34.53	3,831
10月末日	2,419,620	268,432,643	35.27	3,913
11月末日	2,346,305	260,299,077	34.20	3,794
12月末日	2,455,896	272,457,102	35.80	3,972
2016年1月末日	2,306,321	255,863,252	33.77	3,746
2月末日	2,182,025	242,073,854	31.99	3,549
3月末日	2,049,592	227,381,736	30.45	3,378
4月末日	2,132,508	236,580,438	31.69	3,516

【分配の推移】

（Ａクラス受益証券）

期間	分配金（円）
第1会計年度	0
第2会計年度	0
第3会計年度	0
第4会計年度	0
第5会計年度	0
第6会計年度	0

（Ｂクラス受益証券）

期間	分配金（円）
第1会計年度	0
第2会計年度	0
第3会計年度	0
第4会計年度	0
第5会計年度	0
第6会計年度	0

（Ｃクラス受益証券）

期間	分配金（米ドル）
第1会計年度	0
第2会計年度	0
第3会計年度	0
第4会計年度	0
第5会計年度	0
第6会計年度	0

【収益率の推移】

（Ａクラス受益証券）

期間	収益率（注）
第1会計年度	9.81%
第2会計年度	-35.74%
第3会計年度	-19.19%
第4会計年度	5.10%
第5会計年度	-33.03%

第 6 会計年度	-12.59%
----------	---------

（ B クラス受益証券 ）

期間	収益率（注）
第 1 会計年度	-0.58%
第 2 会計年度	-39.50%
第 3 会計年度	-9.21%
第 4 会計年度	29.51%
第 5 会計年度	-19.65%
第 6 会計年度	-12.17%

（ C クラス受益証券 ）

期間	収益率（注）
第 1 会計年度	10.18%
第 2 会計年度	-36.61%
第 3 会計年度	-18.28%
第 4 会計年度	6.15%
第 5 会計年度	-29.50%
第 6 会計年度	-12.68%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の受益証券 1 口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の 1 口当り純資産価格。第 1 会計年度の場合、1 口当り当初発行価格（ただし、A クラス受益証券および B クラス受益証券の販売報酬である 400 円ならびに C クラス受益証券の 4.0 米ドルの販売報酬をそれぞれ除きます。）

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

(A クラス受益証券)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (2010年 2 月18日 - 2010年12月31日)	315,200 (315,200)	17,700 (17,700)	297,500 (297,500)
第 2 会計年度 (2011年 1 月 1 日 - 2011年12月31日)	0 (0)	123,400 (123,400)	174,100 (174,100)
第 3 会計年度 (2012年 1 月 1 日 - 2012年12月31日)	0 (0)	53,100 (53,100)	121,000 (121,000)
第 4 会計年度 (2013年 1 月 1 日 - 2013年12月31日)	0 (0)	30,100 (30,100)	90,900 (90,900)
第 5 会計年度 (2014年 1 月 1 日 - 2014年12月31日)	0 (0)	24,500 (24,500)	66,400 (66,400)
第 6 会計年度 (2015年 1 月 1 日 - 2015年12月31日)	0 (0)	11,400 (11,400)	55,000 (55,000)

(B クラス受益証券)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (2010年 2 月18日 - 2010年12月31日)	193,900 (193,900)	42,100 (42,100)	151,800 (151,800)
第 2 会計年度 (2011年 1 月 1 日 - 2011年12月31日)	0 (0)	54,700 (54,700)	97,100 (97,100)
第 3 会計年度 (2012年 1 月 1 日 - 2012年12月31日)	0 (0)	22,900 (22,900)	74,200 (74,200)
第 4 会計年度 (2013年 1 月 1 日 - 2013年12月31日)	0 (0)	18,100 (18,100)	56,100 (56,100)
第 5 会計年度 (2014年 1 月 1 日 - 2014年12月31日)	0 (0)	17,200 (17,200)	38,900 (38,900)
第 6 会計年度 (2015年 1 月 1 日 - 2015年12月31日)	0 (0)	8,400 (8,400)	30,500 (30,500)

(C クラス受益証券)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (2010年 2 月18日 - 2010年12月31日)	242,600 (242,600)	300 (300)	242,300 (242,300)
第 2 会計年度 (2011年 1 月 1 日 - 2011年12月31日)	0 (0)	36,300 (36,300)	206,000 (206,000)
第 3 会計年度 (2012年 1 月 1 日 - 2012年12月31日)	0 (0)	51,200 (51,200)	154,800 (154,800)
第 4 会計年度 (2013年 1 月 1 日 - 2013年12月31日)	0 (0)	51,300 (51,300)	103,500 (103,500)
第 5 会計年度 (2014年 1 月 1 日 - 2014年12月31日)	0 (0)	22,300 (22,300)	81,200 (81,200)
第 6 会計年度 (2015年 1 月 1 日 - 2015年12月31日)	0 (0)	12,600 (12,600)	68,600 (68,600)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、各買戻日に買戻すことができます。「買戻日」とは、各評価日および／または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消することができないものとします。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券の100口単位で行われます。

買戻通知は、（受託会社および／または管理会社の要求する根拠情報および根拠文書とともに、）当該評価日に該当する月の10暦日（またはかかる日が国内営業日でない場合、直後の国内営業日）までに、提出される必要があります。

受益証券が買戻される価格（以下「受益証券1口当り買戻価格」といいます。）は、当該評価日に関して計算日に計算されたAクラス受益証券またはBクラス受益証券またはCクラス受益証券の受益証券1口当り純資産価格です。

評価日に関する「計算日」とは、事務代行会社が、当該計算日より前に公式債券価格を入手することを前提に、該当する評価日が属する月の翌月の20暦日（もしくはかかる日がルクセンブルグ営業日（以下に定義します。）でない場合、直後のルクセンブルグ営業日）および／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

「ルクセンブルグ営業日」とは、ルクセンブルグ大公国において銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除きます。）をいいます。

受益証券の買戻しが、下記「3 資産管理等の概要 （1）資産の評価」に記載のとおり停止している期間には、いかなる受益証券も買戻してはならないものとします。

管理会社は、かかる買戻請求がその他の受益者または適切に運用されているファンドの資産を害すると判断する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒絶することができます。かかる拒絶は、書面にて同意される追加手続とともに当該受益者に対して直ちに通知されます。

受益証券の買戻しに関する送金は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券については日本円で、Cクラス受益証券については米ドルで電信送金されます。買戻代金は、純資産価格の計算後、可及的速やかにまたは管理会社が決定するその他の日に送金される予定です。管理会社はまた、下記「3 資産管理等の概要 （1）資産の評価」に記載のとおり、買戻代金の支払を延期することができます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストまたはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が決定した場合、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、当該受益者に対し、受益者が10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に提供する必要がある旨を書面にて通知することができます。上記が満たされない場合、管理会社は、ファンドの勘定による買戻しおよび当該受益証券の消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に関する計算日に決定されるAクラス受益証券またはBクラス受益証券またはCクラス受益証券1口当り純資産価格です。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、通常、各買戻日に買戻すことができます。買戻通知は、原則として、関連する買戻日が含まれる月の1暦日から同月の10暦日まで（いずれも当日を含みます。）（以下「買戻通知期間」といいます。）の期間

に日本における販売会社を通じて事務代行会社に届けられなければなりません。ただし、（ ）買戻通知期間の初日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその直後の国内営業日に開始され、また（ ）買戻通知期間の最終日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその直後の国内営業日に終了するものとします。買戻通知期間中の日の午後3時までには買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは当該クラスの受益証券100口以上100口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数とします。受益証券1口当り買戻価格は、計算日に計算され、当該買戻日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格です。事務代行会社は、原則として、計算日に各買戻日時点における受益証券1口当り純資産価格を計算するものとします。買戻代金は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券については円貨で支払われます。Cクラス受益証券に関しては円貨の場合、円/米ドルの換算レートは販売会社が日本で換金（買戻し）の注文の成立を確認した日（約定日）における東京外国為替市場の為替相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。また、Cクラス受益証券の買戻代金は、米ドルで支払われることもあります。買戻通知に関する当該買戻日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して4国内営業日目から行われます。通常、約定日は、計算日の直後の国内営業日となります。

- （注） 買戻請求を受けずに、信託期間（以下に定義します。）を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

関連する計算日より前に公式債券価格を入手することを前提に、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、計算日において、直前の評価日における純資産価格を日本円で計算します。

事務代行会社が、関連する計算日より前に公式債券価格を入手していない場合、事務代行会社は、計算日の後の公式債券価格を入手した日に純資産価格を計算します。

純資産額は、Ａクラス受益証券、Ｂクラス受益証券およびＣクラス受益証券の間で、Ａクラス受益証券、Ｂクラス受益証券およびＣクラス受益証券に帰属する資産および負債（Ａクラス受益証券に個別に割り当てられる為替ヘッジ取引の実現および未実現損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなくＡクラス受益証券、Ｂクラス受益証券およびＣクラス受益証券の保有者各人によって実際に負担されることを確実にするために、管理会社によって決定された合理的な方法に基づき割り当てられます。Ｃクラス受益証券に帰属する純資産額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、米ドルに換算されるものとします。Ａクラス受益証券、Ｂクラス受益証券およびＣクラス受益証券の１口当り純資産価格（以下「受益証券１口当り純資産価格」といいます。）は、Ａクラス受益証券、Ｂクラス受益証券およびＣクラス受益証券に帰属する純資産額の総額をＡクラス受益証券またはＢクラス受益証券またはＣクラス受益証券の発行済受益証券口数で除して計算されます。

ファンドによる本債券への投資は、各評価日を基準として計算代理人が計算する公式債券価格に基づき評価されます。公式債券価格は、関連する評価日におけるインデックスの価格変動分を反映し、そこから該当する期間中の未払いの本債券管理報酬（上記「第一部 第１ ２ （１）投資方針」の「本債券」に記載されています。）を差し引いた価格に連動します。正常な市況下において、月次の市場実勢気配値は、公式債券価格から、一定の市場リスクおよび流動性リスクを反映するための、券面額の0.40%（最大）である買・中値スプレッドを控除した価格に連動します。

「公式債券価格」は、額面金額に、本債券評価日におけるインデックスの価格を当初観察日におけるインデックスの価格で除した値を乗じ、本債券管理報酬を控除した価格とします。

ファンドの現金は、以下のとおり評価されます。(a)現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます。(b)日本円以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値または管理会社（またはその代理としての事務代行会社）が誠実に決定するその他の価格により日本円に換算されます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）によるファンドの評価額つまり純資産価格の計算は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって認証され、かかる認証（専ら公式債券価格に依拠してなされたものとします。）はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、また、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。また、管理会社および事務代行会社は、第三者から管理会社または事務代行会社に提供された評価額に依拠することがありますが、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産価格の計算（もしくはそれに関し生じた誤り）について、一切責任がなく、いかなる状況においても法的義務を負わないものとします。

純資産価格の決定および／または受益証券の買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算および／もしくは受益証券の買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻代金の支払を延期することができます。

- （ ） ファンドが最終的かつ実質的に投資する投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- （ ） ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはかかる売却が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- （ ） ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。

- () ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、正常価格または正常な換算率で達成することができないであろうと管理会社が判断する期間。
- () 公式債券価格の公表（またその結果、かかる公式債券価格に関連する買戻しに係る送金）が遅延している期間。

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者名簿に記載されているすべての受益者 に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(2) 【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には（そのような事態は想定されていませんが）この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、信託証書に従った早期終了が行われない場合、2016年12月31日の10日前までに受益者に対して書面による通知を行ったうえで受託会社および管理会社の双方が合意して延長される場合を除いて、2016年12月31日に終了します。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年12月31日です。

(5) 【その他】

(イ)ファンドの解散

信託証書に従った早期終了がなければ、2016年12月31日（以下「終了日」といいます。）の10日前までに、受益者に対し書面により通知を行い、受託会社と管理会社の合意により延長が行われる場合を除いて、ファンドは2016年12月31日に終了します。

ファンドの終了の際は、管理会社は、ファンドの全借入およびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの終了後、管理会社が決定する方法および合理的な期間において実行され完結されるものとします。管理会社はファンドの終了後、出来るだけ速やかに、ファンドの残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取金（純額）を分配するものとします。ただし、終了時の最終監査後までは受益者に対する分配可能額が決定されないため、終了日の少なくとも6ヶ月後まで、受益者に対して終了時の手取金の支払に関する通知がなされない可能性があります。

(ロ)マスター信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者 に対し10日以上前の書面による通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者の決議により放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および範囲で、追補証書により、マスター信託証書の規定に改正、修正、変更または追加（以下「修正」といいます。）を行うことができます。受託会社がその意見において、書面により、修正が、() 既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（かかる追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させず、() 財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である、() 明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明する場合、修正には受益者の承認を必要としません。修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本にて必要とされる限りにおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれか

が、3ヶ月前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、他方当事者が（a）代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

（b） 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、他方当事者が（a）受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

（c） 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、他方当事者が（a）保管契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

（d） 事務代行会社契約

事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、他方当事者が（a）事務代行会社契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

（e） 投資顧問契約

投資顧問契約は、（ ）他方当事者に対して60日以上前の書面による通知を行った場合、または（ ）（a）一方の当事者が破産もしくは支払不能となった場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、（b）規制上の理由により、一方の当事者の投資顧問契約に基づく義務の履行が不可能となった場合、（c）一方の当事者により投資顧問契約の不履行があり、他方当事者がその治癒の要求を行った後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、もしくは（d）ファンドが終了する場合は直ちに、管理会社または投資顧問会社によって違約金を科されることなく解約することができます。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は受益者名簿に登録されていないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、直接登録ができる場合、各自の方針に従い本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じて、ファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。分配金（あった場合）および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

() 買戻請求権

受益者は、販売会社を通じてファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

() 議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める個別決議または書面による同意により、別個に、議決権を行使する必要があります。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の実為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収
同 吉田 菜摘子
小島 諒万

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

前記(3) () の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島の監査を受けており、監査報告書（英文）を受領しています。なお、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

(1) 【2015年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド

純資産計算書

2015年12月31日現在

(日本円で表示)

	注記	
資産の部		
投資 - 純資産額 (取得価額 : 1,148,796,160円)	2	603,413,321
銀行預金		28,733,774
資産合計		632,147,095
負債の部		
先渡為替契約未実現損失	14	1,242,022
未払費用	10	3,796,166
負債合計		5,038,188
純資産		627,108,907

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aクラス受益証券 (円)	3,368	55,000	185,235,463
Bクラス受益証券 (円)	4,791	30,500	146,134,629
Cクラス受益証券 (米ドル)	35.80	68,600	2,455,896

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド

運用計算書

2015年12月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
収益		
銀行預金利息		955
収益合計		955
費用		
投資顧問会社報酬	7	2,957,726
代行協会員報酬	9	2,953,869
事務代行会社報酬	8	2,800,002
保管会社報酬	6	432,157
コルレス銀行手数料		57,252
受託会社および管理会社報酬	4、5	147,848
弁護士報酬		936,764
海外登録費用		2,300,000
専門家報酬		2,736,433
その他の事務管理費用		516,674
費用合計		15,838,725
純投資損失		(15,837,770)
投資に係る実現純損失		(131,182,010)
外貨および先渡為替契約に係る実現純損失		(40,318,990)
当期実現純損失		(171,501,000)
投資に係る未実現純損益の変動		58,744,279
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		39,090,926
当期末実現純利益		97,835,205
運用の結果による純資産の純減少		(89,503,565)

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド

純資産変動計算書

2015年12月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
期首現在純資産		866,567,831
純投資損失		(15,837,770)
当期実現純損失		(171,501,000)
当期末実現純利益		97,835,205
運用の結果による純資産の純減少		(89,503,565)
受益証券の買戻支払金	13	(149,955,359)
		(149,955,359)
期末現在純資産		627,108,907

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2015年12月31日に終了した年度

（無監査）

Aクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	66,400
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(11,400)
期末現在発行済受益証券数	55,000

Bクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	38,900
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(8,400)
期末現在発行済受益証券数	30,500

Cクラス受益証券

期首現在発行済受益証券数	81,200
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(12,600)
期末現在発行済受益証券数	68,600

統計情報

2015年12月31日現在

（無監査）

	2015年	2014年	2013年
期末現在純資産（円）	627,108,907	866,567,831	1,535,999,415
Aクラス受益証券（円）			
期末現在純資産	185,235,463	255,813,313	522,919,029
期末現在1口当り純資産価格	3,368	3,853	5,753
Bクラス受益証券（円）			
期末現在純資産	146,134,629	212,203,326	380,859,324
期末現在1口当り純資産価格	4,791	5,455	6,789
Cクラス受益証券（米ドル）			
期末現在純資産	2,455,896	3,329,585	6,020,007
期末現在1口当り純資産価格	35.80	41.00	58.16

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド

財務書類に対する注記

2015年12月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）が締結した2009年12月10日付マスター信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する、複数シリーズのユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律には服さず、また、ルクセンブルグ当局による監督下にもない旨留意されたい。

ファンド

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド（「ファンド」）は、2009年12月10日付マスター信託証書および追補証書に従い組成されているシリーズ・トラストである。

ファンドの投資目的は、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて、中期的な資産の成長を達成することである。

管理会社は、S G A ソシエテ ジェネラル・アクセプタンス N VがEUR 125,000,000,000 ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づいて発行した7年物米ドル建て債券（「本債券」）に、ファンドが主に投資を行うことを通じて、その目的の達成を目指す。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、ソシエテ ジェネラルにより保証されている。

管理会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引（銀行間取引市場における為替先渡取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、または一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品が含まれる。）を計画し実行する責任を有する。為替ヘッジ取引は、為替リスクを軽減（ただし完全に排除することではない。）し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から保護することを目的としている。為替ヘッジ取引の実現および未実現の損益は、Aクラス受益証券に帰属する。

ファンドの運用は、2010年2月18日に開始された。

ファンドは、2016年12月31日に終了することを予定して設定されている。ファンドは、信託証書に記載の状況下において、早期に終了することまたは終了が延期されることがある。

本債券は米ドル建てである。為替ヘッジ取引においては主に、その時点のAクラス受益証券の日本円による価値を維持することに努める。Bクラス受益証券は、米ドルが日本円との関係でその価値が下落するリスクにさらされている。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

ファンドによる本債券への投資は、各評価日を基準として計算代理人が計算する公式債券価格に基づき評価される。公式債券価格は、関連する評価日におけるインデックスの価格変動分を反映し、そこから該当する期間中の未払いの本債券管理報酬（年率0.30%）を差し引いた価格に連動する。「評価日」とは、毎月の最終暦日および/または管理会社が、受託会社と協議の上、随時別途決定するその他の日をいう。

現金およびその他の流動資産は、未収利息を加えた額面で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末日の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2015年12月31日現在の為替レート：

1 円 = 0.00760ユーロ

1 円 = 0.00830米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、年度末日において満期までの残存期間に関して適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約から生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注 3 - 本債券への投資

ファンドの目的に従い、受益証券の発行により受領した申込手取金総額（期中の手数料、トラストおよびファンドの設立に関する費用を控除後）は、本債券に投資される。その他の資産はすべて、現金および現金等価物で保有される。

本債券の投資収益は、ソシエテ ジェネラルが算出するリクソー・ポールソン・イベント・ドリブン・インデックス 1（「インデックス」）に連動する。かかるインデックス値は、リクソー・ポールソン・イベント・ドリブン・ファンド 1・リミテッド（「連動先ファンド」）の米ドル建ての証券の価値に連動する。

連動先ファンドは、1991年の会社法（ジャージー）に基づき設立された有限責任の投資会社であり、1988年集合投資ファンド法（ジャージー、改正済）に基づく「集合投資ファンド」を構成し、「集合投資ファンド」として規制されている。

連動先ファンドは、保有資産のほぼ100%を、連動先ファンド副運用会社が副運用会社を務める単一の集合投資ファンドまたは様々な集合投資ファンドのバスケット（「バスケット」）に配分することを通じて絶対収益を生み出すことを目的としている。バスケットの内容は、連動先ファンド副運用会社により随時見直される。

当初、バスケットは、リクソー・ポールソン・アドバンテージ・ファンド・リミテッドに投資される。かかる参照ファンドの目的は、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて、中期的な資産の成長を追求することにある。

ソシエテ ジェネラルは、正常な市況下において、買・中値スプレッドが最大0.40%である月次の市場実勢値を算出する。市場実勢値は、入手可能な直近の連動先ファンドの純資産価格に基づき算出される。ソシエテ ジェネラルは、市況が正常ではないと判断した場合、とりわけ、連動先ファンドの流動性が変化した場合には、本債券の流通市場を停止することができる。本債券の売却は、流通市場があることを前提とする。

注 4 - 受託会社の報酬

受託会社は、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注 5 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注 6 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を400,000円とし、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができる。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負う。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われる。

注 7 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値（その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しない。）の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

投資顧問会社の報酬は、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で後払いにて支払われる。

投資顧問会社はまた、ファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注 8 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を2,800,000円とし、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.14%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

事務代行会社はまた、ファンドに関し事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注9 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注10 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問会社報酬	624,479
代行協会員報酬	623,598
事務代行会社報酬	700,001
保管会社報酬	100,001
受託会社および管理会社報酬	31,182
海外登録費用	575,000
専門家報酬	1,141,905
未払費用	3,796,166

注11 - 分配

管理会社は現在、受益者に対し、分配を行わない予定である。しかしながら、管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有するAクラス受益証券、Bクラス受益証券またはCクラス受益証券の口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2015年12月31日に終了した年度において、ファンドは、受益者に対する分配を行わなかった。

注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払いに対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して、外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注13 - 募集および買戻しの条件

受益証券の募集

管理会社は、異なるクラスの受益証券を発行する。現在、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券の3つの受益証券がある。

受益証券は、2010年2月1日から2010年2月18日（当日を含む。）までの期間（「募集期間」）に募集が行われた。受益証券1口当りの募集価格は、受益証券1口当たり10,000円または100米ドルであった。かかる募集価格には、受益証券の申込みに際し販売会社に支払われた販売報酬が含まれていた。

投資家の最低取得申込口数はAクラス受益証券300口、Bクラス受益証券300口またはCクラス受益証券300口であった。Aクラス受益証券300口、Bクラス受益証券300口またはCクラス受益証券300口を超過する分の取得申込口数は、Aクラス受益証券100口単位、Bクラス受益証券100口単位もしくはCクラス受益証券100口単位であった。

受益証券の購入に係る申込書は、（当該申込者の身元および申込代金の支払源を確認するための根拠情報および根拠文書とともに）募集期間の最終日までに管理会社により受領された。

受益証券に係るすべての支払は、受益証券の該当するクラスの通貨建てで行われ、2010年2月18日（「クローゼング日」）までに受領された。

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的な裁量において別段の決定をしない限り、募集期間後、受益証券の追加発行は行われないものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各買戻日に買戻すことができる。「買戻日」とは、各評価日および/または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいう。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消すことができないものとする。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券の100口単位で行われる。

買戻通知は、（受託会社および／または管理会社の要求する根拠情報および根拠文書とともに、）当該評価日に該当する月の10暦日（またはかかる日が国内営業日でない場合、直後の国内営業日）までに、提出される必要がある。

受益証券が買戻される価格（「受益証券1口当り買戻価格」）は、計算日に計算された、当該評価日のAクラス受益証券、Bクラス受益証券またはCクラス受益証券の受益証券1口当り純資産価格である。

受益証券の買戻しが停止している期間には、いかなる受益証券も買戻してはならないものとする。

管理会社は、かかる買戻請求がその他の受益者または適切に運用されているファンドの資産を害すると判断する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒絶することができる。かかる拒絶は、書面にて同意される追加手続とともに当該受益者に対して直ちに通知される。

受益証券の買戻しに関する送金は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券については日本円で、Cクラス受益証券については米ドルで電信送金される。買戻代金は、純資産価格の計算後、可及的速やかにまたは管理会社が決定するその他の日に送金される予定である。管理会社はまた、買戻代金の支払を延期することができる。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストまたはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が決定した場合、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、当該受益者に対し、受益者が10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に提供する必要がある旨を書面にて通知することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、ファンドの勘定による買戻しおよび当該受益証券の消却を行うことができる。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に関する計算日に決定されるAクラス受益証券、Bクラス受益証券またはCクラス受益証券1口当り純資産価格である。

純資産価格の決定および／または受益証券の買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、以下のすべてまたは一部の期間において、純資産価格の計算および／もしくは受益証券の買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻代金の支払を延期することができる。

- （ ） ファンドが最終的かつ実質的に投資する投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- （ ） ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはかかる売却が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- （ ） ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- （ ） ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、適正な価格または換算率で達成することができないであろうと管理会社が判断する期間。
- （ ） 公式債券価格の公表（またその結果、かかる公式債券価格に関連する買戻しに係る送金）が遅延している期間。

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者名簿に記載されているすべての受益者に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとする。

注14 - 先渡為替契約

2015年12月31日現在、ファンドの未決済の先渡為替契約は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損） （日本円）
米ドル	43,367	日本円	5,313,600	2016年2月26日	(97,721)
日本円	184,180,940	米ドル	1,540,875	2016年2月26日	(1,144,301)
					<u>(1,242,022)</u>

【投資有価証券明細表等】

(a) 投資株式明細表

該当事項はありません。

(b) 株式以外の投資有価証券明細表

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド

投資有価証券明細表

2015年12月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産額	純資産に 占める 割合（％）
英国					
債券					
米ドル	12,628,300	S G A ソシエテ ジェネラル・ アクセプタンス NV 0 %12/10/16 リクソー・ポールソン・イベント・ ドリブン・インデックス 1	1,148,796,160	603,413,321	96.22
			1,148,796,160	603,413,321	96.22
		英国合計	1,148,796,160	603,413,321	96.22
投資有価証券合計			1,148,796,160	603,413,321	96.22

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

(c) 投資不動産明細表

該当事項はありません。

(d) その他投資資産明細表

該当事項はありません。

(e) 借入金明細表

該当事項はありません。

Statement of Net Assets
as at December 31, 2015
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment at net asset value <i>(at cost: JPY 1,148,796,160)</i>	2	603,413,321
Cash at bank		<u>28,733,774</u>
Total Assets		<u>632,147,095</u>
LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	14	1,242,022
Accrued expenses	10	<u>3,796,166</u>
Total Liabilities		<u>5,038,188</u>
NET ASSETS		<u><u>627,108,907</u></u>

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A Units (in JPY)	3,368	55,000	185,235,463
Class B Units (in JPY)	4,791	30,500	146,134,629
Class C Units (in USD)	35.80	68,600	2,455,896

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended December 31, 2015
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		955
Total Income		955
EXPENSES		
Investment Management fees	7	2,957,726
Agent Company fees	9	2,953,869
Administrator fees	8	2,800,002
Custodian fees	6	432,157
Correspondent bank fees		57,252
Trustee and Management Company fees	4, 5	147,848
Legal fees		936,764
Overseas registration fees		2,300,000
Professional fees		2,736,433
Other Administrative expenses		516,674
Total Expenses		15,838,725
NET INVESTMENT LOSS		(15,837,770)
Net realised loss on investments		(131,182,010)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(40,318,990)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(171,501,000)
Change in net unrealised result on investments		58,744,279
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		39,090,926
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		97,835,205
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(89,503,565)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended December 31, 2015
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		<u>866,567,831</u>
NET INVESTMENT LOSS		(15,837,770)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(171,501,000)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>97,835,205</u>
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>(89,503,565)</u>
Payments for repurchase of units	13	<u>(149,955,359)</u>
		<u>(149,955,359)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		<u><u>627,108,907</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended December 31, 2015
(Unaudited)

Class A Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	66,400
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(11,400)
Number of units outstanding at the end of the year	55,000

Class B Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	38,900
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(8,400)
Number of units outstanding at the end of the year	30,500

Class C Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	81,200
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(12,600)
Number of units outstanding at the end of the year	68,600

Statistical Information
as at December 31, 2015
(Unaudited)

	2015	2014	2013
Net Assets at the end of the year (in JPY)	627,108,907	866,567,831	1,535,999,415
Class A Units (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	185,235,463	255,813,313	522,919,029
Net Asset Value per unit at the end of the year	3,368	3,853	5,753
Class B Units (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	146,134,629	212,203,326	380,859,324
Net Asset Value per unit at the end of the year	4,791	5,455	6,789
Class C Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	2,455,896	3,329,585	6,020,007
Net Asset Value per unit at the end of the year	35.80	41.00	58.16

Notes to the Financial Statements as at December 31, 2015

Note 1 - Organisation

The Trust

Nomura Select Series Trust (the “Trust”) was established by a Master Trust Deed dated December 10, 2009 entered into by Global Funds Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Management S.A. (the “Management Company”). The Trust is a multi-series unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

The Fund

Nomura Select Series Trust - Nomura Paulson Fund (the “Fund”) is a Series Trust constituted in accordance with the Master Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated December 10, 2009.

The investment objective of the Fund is to achieve medium term capital appreciation through various event-driven strategies such as merger arbitrage, distressed securities and event arbitrage.

The Management Company intends to achieve this objective principally through an investment in certain 7 years USD Notes (the “Notes”) issued by SGA Société Générale Acceptance N.V. under the EUR 125,000,000,000 Euro Medium Term Note Programme. The Notes is unconditionally and irrevocably guaranteed by Société Générale.

The Management Company is responsible for, among other things, designing and implementing the Currency Hedging Transactions including: currency forward transactions in the interbank market, currency swap transactions, options, foreign currency futures contracts or other instruments utilised by the Fund in an attempt to reduce certain currency risks, which will be designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect the Class A Units from a decline in the value of the USD against JPY. The realised and unrealised profit and loss of the Currency Hedging Transactions will be allocated to the Class A Units.

The Fund commencement of operation was February 18, 2010.

The Fund has been designed with the expectation that it will be terminated on December 31, 2016. The Fund may be terminated earlier or the termination may be postponed in circumstances as described in the Trust Deed.

The Notes is denominated in US Dollars. Currency Hedging Transactions seek to substantially preserve the current Japanese Yen value of the Class A Units. Class B Units are subject to the risk that the US Dollar may decline against the Japanese Yen.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

The Fund's investment in the Notes is valued on the basis of the Official Bond NAV which is calculated by the Calculation Agent with reference to each Valuation Day. The Official Bond NAV reflects the change in the value of the Index in respect of the relevant Valuation Day less any accrued Note Management Fees (0.30% per annum) for the relevant period. "Valuation Day" is the last calendar day of each month and/or such other day or days as the Management Company, after consultation with the Trustee, may from time to time otherwise determine.

Cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in Japanese Yen ("JPY") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at December 31, 2015:

1 JPY = 0.00760 EUR

1 JPY = 0.00830 USD

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Investment in the Notes

In accordance with the objective of the Fund, the aggregate subscription moneys received from the issuance of shares (minus on-going fees and expenses relating to the establishment of the Trust and the Fund) will be invested in the Notes. All other assets will be held in cash and cash equivalents.

The return of principal on the Notes is linked to the Lyxor Paulson Event Driven Index 1 (the “Index”) as sponsored and calculated by Société Générale whose level is derived from the value of the USD denominated participating shares of Lyxor Paulson Event Driven Fund 1 Limited (the “Reference Fund”).

The Reference Fund is an investment company with limited liability incorporated under the Companies (Jersey) Law 1991 and constitutes and is regulated as a “collective investment fund” under the Collective Investment Funds (Jersey) Law 1988 (as amended).

The Reference Fund aims at generating absolute returns, through allocating approximately 100% of its assets to a single collective investment fund or a basket of a range of collective investment funds of which the Reference Fund Sub-Manager also acts as the sub-manager (the “Basket”). The contents of the Basket will be revised from time to time by the Reference Fund Sub-Manager.

At inception, the Basket is invested in the Lyxor / Paulson Advantage Fund Limited. The objective of this underlying fund is to seek medium term capital appreciation by using various event-driven strategies such as merger arbitrage, distressed securities and event arbitrage.

Société Générale, under normal market conditions, makes and calculates a monthly secondary market price with a maximum bid-mid spread of 0.40%. The secondary market price is quoted based on the latest available Net Asset Value of the Reference Fund. In the case of abnormal market conditions as determined by Société Générale, and in particular if the liquidity of the Reference Fund is altered, Société Générale may suspend the secondary market on the Notes. The sale of the Notes is subject to the availability of a secondary market.

Note 4 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

Note 5 - Management Company fees

The Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Management Company a fee payable in JPY quarterly in arrears on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Custodian, a fee payable in JPY quarterly in arrears on a calendar year basis within 60 days of the end of

the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter, subject to a minimum annual fee of JPY 400,000.

Subject to the provisions of the Regulations, the Custodian may appoint sub-custodians provided that the Custodian will at all time remain responsible to the Trustee for the proper performance of its duties under the Custodian Agreement. The fees and expenses of any sub-custodian or agent so appointed shall be payable out of the assets of the Fund.

Note 7 - Investment Management fees

For its services, the Investment Manager is entitled to be paid out of the assets of the Fund a fee equal to 0.40% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund (without reduction for an accrual of the Investment Management fees then being calculated) on each Valuation Day of the relevant quarter.

The Investment Management fees are payable in JPY quarterly in arrears on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter.

The Investment Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager on behalf of the Fund.

Note 8 - Administrator fees

The Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Administrator a fee payable in JPY quarterly in arrears on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.14% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter, subject to a minimum annual fee of JPY 2,800,000.

The Administrator is also reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator in respect of the Fund.

Note 9 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on a calendar year basis, out of the assets of the Fund, within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.40% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter.

Note 10 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Investment Management fees	624,479
Agent Company fees	623,598
Administrator fees	700,001
Custodian fees	100,001
Trustee and Management Company fees	31,182
Overseas registration fees	575,000
Professional fees	1,141,905

Accrued expenses	3,796,166
------------------	-----------

Note 11 - Distributions

The Management Company does not currently intend to make distributions to Unitholders. The Management Company may, however, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund and in proportion to the number of Class A Units or Class B Units or Class C Units, as the case may be, held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant record date.

For the year ended December 31, 2015, the Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 12 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases

Issue of Units

Separate classes of Units are issued by the Management Company. Currently, there are three classes of Units, Class A Units, Class B Units and Class C Units.

Units were offered during the period from February 1, 2010 up to and including February 18, 2010 (the "Offer Period"). The Offer Price per Unit was JPY 10,000 or USD 100 per Unit inclusive of a sales charge which was paid to the Distributor on subscription for Units.

The minimum purchase amount per investor was 300 Class A Units, 300 Class B Units or 300 Class C Units with amounts in excess of 300 Class A Units, 300 Class B Units or 300 Class C Units being in integral multiples of 100 Class A Units, 100 Class B Units or 100 Class C Units.

Applications for the purchase of Units were received by the Management Company (together with supporting information and documentation to verify the identity of the relevant applicant and the source of payment of subscription monies) no later than the end of the Offer Period.

All payments for Units were made in the currency in which the relevant class of Units is denominated and had to be received by February 18, 2010 (the "Closing Date").

Subsequent Issue of Units

Unless the Management Company, in consultation with the Trustee, in its absolute discretion otherwise determines, no further offer of Units shall take place after the Offer Period.

Repurchase of Units

Units may be repurchased on each Repurchase Day. A “Repurchase Day” is each Valuation Day and/or such other day or days thereafter as the Management Company, after consultation with the Trustee, may from time to time determine.

A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted is irrevocable unless the Management Company determines generally or in any particular case or cases. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 100 Units of the relevant class of Units.

The Repurchase Notice (together with supporting information and documentation as may be required by the Trustee and/or the Management Company) should be submitted by the 10th calendar day of the month in which the relevant Valuation Day falls (or the following Japan Business Day if such a day is not a Japan Business Day).

The price at which Units may be repurchased (the “Repurchase Price per Unit”) is equal to the Net Asset Value per Unit of a Class A Unit, a Class B Unit or a Class C Unit calculated on the Calculation Day for the Valuation Day falling on the relevant Repurchase Day.

No Units could be repurchased during any period when the repurchase of Units is suspended.

The Management Company may refuse to accept all or part of any repurchase request(s) if it is of the opinion that such repurchase request(s) will be prejudicial to any other Unitholders or the assets of the Fund in proper management. Any such refusal will be immediately notified to the relevant Unitholder(s) with further procedures to be agreed upon in writing.

Remittances in respect of repurchases of Units shall be made by wire transfer in JPY in respect of the Class A and Class B Units and in USD in respect of the Class C Units. The repurchase proceeds are expected to be sent as soon as practicable following the calculation of the Net Asset Value, or such other day as the Management Company may determine. The Management Company may also delay payment of repurchase proceeds.

Compulsory Repurchase of Units

In the event that the Trustee or the Management Company (or the Administrator on its behalf) shall determine that a Unit is being held by or for the benefit of a person who is not an Eligible Investor or that such holding would cause the Trust or the Fund to be required to register, be subject to tax or violate the laws of any jurisdiction, or if the Trustee or the Management Company (or the Administrator on its behalf) has reason to doubt the legitimacy of the source of moneys used to fund the subscription or purchase of such Units, then the Management Company (or the Administrator on its behalf) may give notice in writing to the relevant Unitholder requiring it to sell such Units within 10 days and provide to the Management Company (or the Administrator on its behalf) evidence of such sale, failing which the Management Company may effect the repurchase and cancellation of such Units for the account of the Fund.

The Repurchase Price per Unit compulsorily repurchased hereunder shall be equal to the Net Asset Value per Unit of a Class A Unit, Class B Unit or Class C Unit, as the case may be, determined on the Calculation Day for the Valuation Day falling on or immediately preceding the date of such compulsory repurchase.

Suspension of Determination of Net Asset Value and/or Repurchase of Units

The Management Company, after consultation with the Trustee, may suspend the calculation of the Net Asset Value and/or the repurchase of Units and/or delay the payment of repurchase proceeds for the whole or any part of a period:

- (i) during which any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market on which any significant portion of the investments of the ultimate and substantive investment of the Fund is listed, quoted, traded or dealt in is closed (other than customary weekend and holiday closing) or trading on any such exchange or market is restricted or suspended;
- (ii) when circumstances exist as a result of which in the opinion of the Management Company it is not reasonably practicable for the Fund to dispose of investments or as a result of which any such disposal would be materially prejudicial to Unitholders;
- (iii) when a breakdown occurs in any of the means normally employed in ascertaining the value of investments or the Net Asset Value or when for any other reason the Value of any of the investments or other assets or the Net Asset Value cannot in the opinion of the Management Company reasonably or fairly be ascertained;
- (iv) during which the redemption or realisation of the investments of the Fund or the transfer of funds involved in such redemption or realisation cannot in the opinion of the Management Company be effected at normal prices or normal rates of exchange; or
- (v) during which publication of the Official Bond NAV (and consequently any remittances in respect of repurchase relating to such Official Bond NAV) is delayed.

The Management Company after consultation with the Trustee shall notify all Unitholders named in the Register in writing of any such suspension as soon as practicable and shall promptly notify the Unitholders upon termination of such suspension.

Note 14 - Forward foreign exchange contracts

As at December 31, 2015, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain/(Loss) in JPY
USD	43,367	JPY	5,313,600	February 26, 2016	(97,721)
JPY	184,180,940	USD	1,540,875	February 26, 2016	(1,144,301)
					<u>(1,242,022)</u>

Statement of Investments
as at December 31, 2015
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Net Asset Value	In % of Net Assets
UNITED KINGDOM					
STRUCTURED NOTES					
USD	12,628,300	SGA SOCIETE GEN ACC NV 0% 12/10/16			
		LYXOR PAULSON EVENT DRIVEN INDEX 1	1,148,796,160	603,413,321	96.22
			1,148,796,160	603,413,321	96.22
		Total UNITED KINGDOM	1,148,796,160	603,413,321	96.22
Total Investments			1,148,796,160	603,413,321	96.22

⁽¹⁾ *Nominal value is expressed in security original currency.*

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2014年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド

純資産計算書

2014年12月31日現在

(日本円で表示)

	注記	
資産の部		
投資 - 純資産額 (取得価額 : 1,469,283,387円)	2	865,156,269
銀行預金		90,810,667
資産合計		955,966,936
負債の部		
先渡為替契約未実現損失	14	40,332,948
受益証券買戻しに係る未払金		44,709,350
未払費用	10	4,356,807
負債合計		89,399,105
純資産		866,567,831

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aクラス受益証券 (円)	3,853	66,400	255,813,313
Bクラス受益証券 (円)	5,455	38,900	212,203,326
Cクラス受益証券 (米ドル)	41.00	81,200	3,329,585

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド

運用計算書

2014年12月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
費用		
投資顧問会社報酬	7	5,081,141
代行協会員報酬	9	5,075,849
事務代行会社報酬	8	2,800,002
保管会社報酬	6	435,294
コルレス銀行手数料		81,564
受託会社および管理会社報酬	4、5	254,068
弁護士報酬		1,618,821
海外登録費用		2,300,000
専門家報酬		2,427,650
その他の事務管理費用		152,506
その他費用		34,900
費用合計		20,261,795
純投資損失		(20,261,795)
投資に係る実現純損失		(177,998,567)
外貨および先渡為替契約に係る実現純損失		(40,521,457)
当期実現純損失		(218,520,024)
投資に係る未実現純損益の変動		(65,989,659)
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		(4,939,497)
当期末実現純損失		(70,929,156)
運用の結果による純資産の純減少		(309,710,975)

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド

純資産変動計算書

2014年12月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
期首現在純資産		1,535,999,415
純投資損失		(20,261,795)
当期実現純損失		(218,520,024)
当期末実現純損失		(70,929,156)
運用の結果による純資産の純減少		(309,710,975)
受益証券の買戻支払金	13	(359,720,609)
		(359,720,609)
期末現在純資産		866,567,831

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド

財務書類に対する注記

2014年12月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）が締結した2009年12月10日付マスター信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する、複数シリーズのユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受益者には、トラストがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律には服さず、また、ルクセンブルグ当局による監督下にもない旨留意されたい。

ファンド

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド（「ファンド」）は、2009年12月10日付マスター信託証書および追補証書に従い組成されているシリーズ・トラストである。

ファンドの投資目的は、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて、中期的な資産の成長を達成することである。

管理会社は、S G A ソシエテ ジェネラル・アクセプタンス N VがEUR 125,000,000,000 ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づいて発行した7年物米ドル建て債券（「本債券」）に、ファンドが主に投資を行うことを通じて、その目的の達成を目指す。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、ソシエテ ジェネラルにより保証されている。

管理会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引（銀行間取引市場における為替先渡取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、または一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品が含まれる。）を計画し実行する責任を有する。為替ヘッジ取引は、為替リスクを軽減（ただし完全に排除することではない。）し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から保護することを目的としている。為替ヘッジ取引の実現および未実現の損益は、Aクラス受益証券に帰属する。

ファンドの運用は、2010年2月18日に開始された。

ファンドは、2016年12月31日に終了することを予定して設定されている。ファンドは、信託証書に記載の状況下において、早期に終了することまたは終了が延期されることがある。

本債券は米ドル建てである。為替ヘッジ取引においては主に、その時点のAクラス受益証券の日本円による価値を維持することに努める。Bクラス受益証券は、米ドルが日本円との関係でその価値が下落するリスクにさらされている。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

ファンドによる本債券への投資は、各評価日を基準として計算代理人が計算する公式債券価格に基づき評価される。公式債券価格は、関連する評価日におけるインデックスの価格変動分を反映し、そこから該当する期間中の未払いの本債券管理報酬（年率0.30%）を差し引いた価格に連動する。「評価日」とは、毎月の最終暦日および/または管理会社が、受託会社と協議の上、随時別途決定するその他の日をいう。

現金およびその他の流動資産は、未収利息を加えた額面で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末日の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2014年12月31日現在の為替レート：

1 円 = 0.00687ユーロ

1 円 = 0.00835米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、年度末日において満期までの残存期間に関して適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約から生じる損益は、運用計算書において認識される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注 3 - 本債券への投資

ファンドの目的に従い、受益証券の発行により受領した申込手取金総額（期中の手数料、トラストおよびファンドの設立に関する費用を控除後）は、本債券に投資される。その他の資産はすべて、現金および現金等価物で保有される。

本債券の投資収益は、ソシエテ ジェネラルが算出するリクソー・ポールソン・イベント・ドリブン・インデックス 1（「インデックス」）に連動する。かかるインデックス値は、リクソー・ポールソン・イベント・ドリブン・ファンド 1・リミテッド（「連動先ファンド」）の米ドル建ての証券の価値に連動する。

連動先ファンドは、1991年の会社法（ジャージー）に基づき設立された有限責任の投資会社であり、1988年集合投資ファンド法（ジャージー、改正済）に基づく「集合投資ファンド」を構成し、「集合投資ファンド」として規制されている。

連動先ファンドは、保有資産のほぼ100%を、連動先ファンド副運用会社が副運用会社を務める単一の集合投資ファンドまたは様々な集合投資ファンドのバスケット（「バスケット」）に配分することを通じて絶対収益を生み出すことを目的としている。バスケットの内容は、連動先ファンド副運用会社により随時見直される。

当初、バスケットは、リクソー・ポールソン・アドバンテージ・ファンド・リミテッドに投資される。かかる参照ファンドの目的は、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて、中期的な資産の成長を追求することにある。

ソシエテ ジェネラルは、正常な市況下において、買・中値スプレッドが最大0.40%である月次の市場実勢値を算出する。市場実勢値は、入手可能な直近の連動先ファンドの純資産価格に基づき算出される。ソシエテ ジェネラルは、市況が正常ではないと判断した場合、とりわけ、連動先ファンドの流動性が変化した場合には、本債券の流通市場を停止することができる。本債券の売却は、流通市場があることを前提とする。

注 4 - 受託会社の報酬

受託会社は、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注 5 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注 6 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を400,000円とし、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.02%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができる。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負う。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われる。

注 7 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値（その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しない。）の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

投資顧問会社の報酬は、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で後払いにて支払われる。

投資顧問会社はまた、ファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注 8 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を2,800,000円とし、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.14%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

事務代行会社はまた、ファンドに関し事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注9 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注10 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問会社報酬	918,080
代行協会員報酬	916,993
事務代行会社報酬	700,001
保管会社報酬	100,001
受託会社および管理会社報酬	45,907
海外登録費用	788,838
専門家報酬	886,987
未払費用	4,356,807

注11 - 分配

管理会社は現在、受益者に対し、分配を行わない予定である。しかしながら、管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有するAクラス受益証券、Bクラス受益証券またはCクラス受益証券の口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2014年12月31日に終了した年度において、ファンドは、受益者に対する分配を行わなかった。

注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、トラストもしくはファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはトラストもしくはファンドによる受益者への支払いに対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

トラストまたはファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して、外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注13 - 募集および買戻しの条件

受益証券の募集

管理会社は、異なるクラスの受益証券を発行する。現在、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券の3つの受益証券がある。

受益証券は、2010年2月1日から2010年2月18日（当日を含む。）までの期間（「募集期間」）に募集が行われた。受益証券1口当りの募集価格は、受益証券1口当たり10,000円または100米ドルであった。かかる募集価格には、受益証券の申込みに際し販売会社に支払われた販売報酬が含まれていた。

投資家の最低取得申込口数はAクラス受益証券300口、Bクラス受益証券300口またはCクラス受益証券300口であった。Aクラス受益証券300口、Bクラス受益証券300口またはCクラス受益証券300口を超過する分の取得申込口数は、Aクラス受益証券100口単位、Bクラス受益証券100口単位もしくはCクラス受益証券100口単位であった。

受益証券の購入に係る申込書は、（当該申込者の身元および申込代金の支払源を確認するための根拠情報および根拠文書とともに）募集期間の最終日までに管理会社により受領された。

受益証券に係るすべての支払は、受益証券の該当するクラスの通貨建てで行われ、2010年2月18日（「クローゼング日」）までに受領された。

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的な裁量において別段の決定をしない限り、募集期間後、受益証券の追加発行は行われないものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各買戻日に買戻すことができる。「買戻日」とは、各評価日および/または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいう。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消することができないものとする。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券の100口単位で行われる。

買戻通知は、（受託会社および／または管理会社の要求する根拠情報および根拠文書とともに、）当該評価日に該当する月の10暦日（またはかかる日が国内営業日でない場合、直後の国内営業日）までに、提出される必要がある。

受益証券が買戻される価格（「受益証券1口当り買戻価格」）は、計算日に計算された、当該評価日のAクラス受益証券、Bクラス受益証券またはCクラス受益証券の受益証券1口当り純資産価格である。

受益証券の買戻しが停止している期間には、いかなる受益証券も買戻してはならないものとする。

管理会社は、かかる買戻請求がその他の受益者または適切に運用されているファンドの資産を害すると判断する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒絶することができる。かかる拒絶は、書面にて同意される追加手続とともに当該受益者に対して直ちに通知される。

受益証券の買戻しに関する送金は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券については日本円で、Cクラス受益証券については米ドルで電信送金される。買戻代金は、純資産価格の計算後、可及的速やかにまたは管理会社が決定するその他の日に送金される予定である。管理会社はまた、買戻代金の支払を延期することができる。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストまたはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が決定した場合、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、当該受益者に対し、受益者が10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に提供する必要がある旨を書面にて通知することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、ファンドの勘定による買戻しおよび当該受益証券の消却を行うことができる。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に関する計算日に決定されるAクラス受益証券、Bクラス受益証券またはCクラス受益証券1口当り純資産価格である。

純資産価格の決定および／または受益証券の買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、以下のすべてまたは一部の期間において、純資産価格の計算および／もしくは受益証券の買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻代金の支払を延期することができる。

- （ ） ファンドが最終的かつ実質的に投資する投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- （ ） ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはかかる売却が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- （ ） ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- （ ） ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、適正な価格または換算率で達成することができないであろうと管理会社が判断する期間。
- （ ） 公式債券価格の公表（またその結果、かかる公式債券価格に関連する買戻しに係る送金）が遅延している期間。

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者名簿に記載されているすべての受益者に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとする。

注14 - 先渡為替契約

2014年12月31日現在、ファンドの未決済の先渡為替契約は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
米ドル	473,913	日本円	54,847,140	2015年2月26日	1,852,907
米ドル	255,392	日本円	30,146,400	2015年2月26日	409,332
米ドル	44,313	日本円	4,932,000	2015年2月26日	369,800
米ドル	54,425	日本円	6,508,800	2015年2月26日	2,839
日本円	5,078,700	米ドル	42,465	2015年1月26日	(3,265)
日本円	6,508,800	米ドル	54,416	2015年1月26日	(3,370)

日本円	367,907,265	米ドル	3,434,144	2015年2月26日	(42,961,191)
-----	-------------	-----	-----------	------------	--------------

(40,332,948)

Statement of Net Assets
as at December 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment at net asset value <i>(at cost: JPY 1,469,283,387)</i>	2	865,156,269
Cash at bank		<u>90,810,667</u>
Total Assets		<u>955,966,936</u>
LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	14	40,332,948
Payable for repurchases		44,709,350
Accrued expenses	10	<u>4,356,807</u>
Total Liabilities		<u>89,399,105</u>
NET ASSETS		<u><u>866,567,831</u></u>

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A Units (in JPY)	3,853	66,400	255,813,313
Class B Units (in JPY)	5,455	38,900	212,203,326
Class C Units (in USD)	41.00	81,200	3,329,585

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended December 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
EXPENSES		
Investment Management fees	7	5,081,141
Agent Company fees	9	5,075,849
Administrator fees	8	2,800,002
Custodian fees	6	435,294
Correspondent bank fees		81,564
Trustee and Management Company fees	4, 5	254,068
Legal fees		1,618,821
Overseas registration fees		2,300,000
Professional fees		2,427,650
Other Administrative expenses		152,506
Other expenses		34,900
Total Expenses		20,261,795
NET INVESTMENT LOSS		(20,261,795)
Net realised loss on investments		(177,998,567)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(40,521,457)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(218,520,024)
Change in net unrealised result on investments		(65,989,659)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(4,939,497)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(70,929,156)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(309,710,975)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended December 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		<u>1,535,999,415</u>
NET INVESTMENT LOSS		(20,261,795)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(218,520,024)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(70,929,156)</u>
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>(309,710,975)</u>
Payments for repurchase of units	13	<u>(359,720,609)</u>
		<u>(359,720,609)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		<u><u>866,567,831</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements as at December 31, 2014

Note 1 - Organisation

The Trust

Nomura Select Series Trust (the “Trust”) was established by a Master Trust Deed dated December 10, 2009 entered into by Global Funds Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Management S.A. (the “Management Company”). The Trust is a multi-series unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

The Fund

Nomura Select Series Trust - Nomura Paulson Fund (the “Fund”) is a Series Trust constituted in accordance with the Master Trust Deed and a Supplemental Trust Deed dated December 10, 2009.

The investment objective of the Fund is to achieve medium term capital appreciation through various event-driven strategies such as merger arbitrage, distressed securities and event arbitrage.

The Management Company intends to achieve this objective principally through an investment in certain 7 years USD Notes (the “Notes”) issued by SGA Société Générale Acceptance N.V. under the EUR 125,000,000,000 Euro Medium Term Note Programme. The Notes is unconditionally and irrevocably guaranteed by Société Générale.

The Management Company is responsible for, among other things, designing and implementing the Currency Hedging Transactions including: currency forward transactions in the interbank market, currency swap transactions, options, foreign currency futures contracts or other instruments utilised by the Fund in an attempt to reduce certain currency risks, which will be designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect the Class A Units from a decline in the value of the USD against JPY. The realised and unrealised profit and loss of the Currency Hedging Transactions will be allocated to the Class A Units.

The Fund commencement of operation was February 18, 2010.

The Fund has been designed with the expectation that it will be terminated on December 31, 2016. The Fund may be terminated earlier or the termination may be postponed in circumstances as described in the Trust Deed.

The Notes is denominated in US Dollars. Currency Hedging Transactions seek to substantially preserve the current Japanese Yen value of the Class A Units. Class B Units are subject to the risk that the US Dollar may decline against the Japanese Yen.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

The Fund's investment in the Notes is valued on the basis of the Official Bond NAV which is calculated by the Calculation Agent with reference to each Valuation Day. The Official Bond NAV reflects the change in the value of the Index in respect of the relevant Valuation Day less any accrued Note Management Fees (0.30% per annum) for the relevant period. "Valuation Day" is the last calendar day of each month and/or such other day or days as the Management Company, after consultation with the Trustee, may from time to time otherwise determine.

Cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in Japanese Yen ("JPY") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at December 31, 2014:

1 JPY = 0.00687 EUR

1 JPY = 0.00835 USD

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Investment in the Notes

In accordance with the objective of the Fund, the aggregate subscription moneys received from the issuance of shares (minus on-going fees and expenses relating to the establishment of the Trust and the Fund) will be invested in the Notes. All other assets will be held in cash and cash equivalents.

The return of principal on the Notes is linked to the Lyxor Paulson Event Driven Index 1 (the “Index”) as sponsored and calculated by Société Générale whose level is derived from the value of the USD denominated participating shares of Lyxor Paulson Event Driven Fund 1 Limited (the “Reference Fund”).

The Reference Fund is an investment company with limited liability incorporated under the Companies (Jersey) Law 1991 and constitutes and is regulated as a “collective investment fund” under the Collective Investment Funds (Jersey) Law 1988 (as amended).

The Reference Fund aims at generating absolute returns, through allocating approximately 100% of its assets to a single collective investment fund or a basket of a range of collective investment funds of which the Reference Fund Sub-Manager also acts as the sub-manager (the “Basket”). The contents of the Basket will be revised from time to time by the Reference Fund Sub-Manager.

At inception, the Basket is invested in the Lyxor / Paulson Advantage Fund Limited. The objective of this underlying fund is to seek medium term capital appreciation by using various event-driven strategies such as merger arbitrage, distressed securities and event arbitrage.

Société Générale, under normal market conditions, makes and calculates a monthly secondary market price with a maximum bid-mid spread of 0.40%. The secondary market price is quoted based on the latest available Net Asset Value of the Reference Fund. In the case of abnormal market conditions as determined by Société Générale, and in particular if the liquidity of the Reference Fund is altered, Société Générale may suspend the secondary market on the Notes. The sale of the Notes is subject to the availability of a secondary market.

Note 4 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Fund, a fee payable in JPY quarterly in arrears on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

Note 5 - Management Company fees

The Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Management Company a fee payable in JPY quarterly in arrears on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund, in respect of its services as Custodian, a fee payable in JPY quarterly in arrears on a calendar year basis within 60 days of the end of

the relevant quarter of an amount equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter, subject to a minimum annual fee of JPY 400,000.

Subject to the provisions of the Regulations, the Custodian may appoint sub-custodians provided that the Custodian will at all time remain responsible to the Trustee for the proper performance of its duties under the Custodian Agreement. The fees and expenses of any sub-custodian or agent so appointed shall be payable out of the assets of the Fund.

Note 7 - Investment Management fees

For its services, the Investment Manager is entitled to be paid out of the assets of the Fund a fee equal to 0.40% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund (without reduction for an accrual of the Investment Management fees then being calculated) on each Valuation Day of the relevant quarter.

The Investment Management fees are payable in JPY quarterly in arrears on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter.

The Investment Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager on behalf of the Fund.

Note 8 - Administrator fees

The Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Administrator a fee payable in JPY quarterly in arrears on a calendar year basis within 60 days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.14% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter, subject to a minimum annual fee of JPY 2,800,000.

The Administrator is also reimbursed out of the assets of the Fund for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator in respect of the Fund.

Note 9 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable in Japanese Yen quarterly in arrears on a calendar year basis, out of the assets of the Fund, within 60 days of the end of the relevant quarter, of an amount equivalent to 0.40% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Valuation Day in the relevant quarter.

Note 10 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Investment Management fees	918,080
Agent Company fees	916,993
Administrator fees	700,001
Custodian fees	100,001
Trustee and Management Company fees	45,907
Overseas registration fees	788,838
Professional fees	886,987

Accrued expenses

4,356,807

Note 11 - Distributions

The Management Company does not currently intend to make distributions to Unitholders. The Management Company may, however, after consultation with the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund and in proportion to the number of Class A Units or Class B Units or Class C Units, as the case may be, held by each Unitholder. Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant record date.

For the year ended December 31, 2014, the Fund did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 12 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Trust or the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Trust or the Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchasesIssue of Units

Separate classes of Units are issued by the Management Company. Currently, there are three classes of Units, Class A Units, Class B Units and Class C Units.

Units were offered during the period from February 1, 2010 up to and including February 18, 2010 (the "Offer Period"). The Offer Price per Unit was JPY 10,000 or USD 100 per Unit inclusive of a sales charge which was paid to the Distributor on subscription for Units.

The minimum purchase amount per investor was 300 Class A Units, 300 Class B Units or 300 Class C Units with amounts in excess of 300 Class A Units, 300 Class B Units or 300 Class C Units being in integral multiples of 100 Class A Units, 100 Class B Units or 100 Class C Units.

Applications for the purchase of Units were received by the Management Company (together with supporting information and documentation to verify the identity of the relevant applicant and the source of payment of subscription monies) no later than the end of the Offer Period.

All payments for Units were made in the currency in which the relevant class of Units is denominated and had to be received by February 18, 2010 (the "Closing Date").

Subsequent Issue of Units

Unless the Management Company, in consultation with the Trustee, in its absolute discretion otherwise determines, no further offer of Units shall take place after the Offer Period.

Repurchase of Units

Units may be repurchased on each Repurchase Day. A “Repurchase Day” is each Valuation Day and/or such other day or days thereafter as the Management Company, after consultation with the Trustee, may from time to time determine.

A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units requesting that the Management Company repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted is irrevocable unless the Management Company determines generally or in any particular case or cases. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 100 Units of the relevant class of Units.

The Repurchase Notice (together with supporting information and documentation as may be required by the Trustee and/or the Management Company) should be submitted by the 10th calendar day of the month in which the relevant Valuation Day falls (or the following Japan Business Day if such a day is not a Japan Business Day).

The price at which Units may be repurchased (the “Repurchase Price per Unit”) is equal to the Net Asset Value per Unit of a Class A Unit, a Class B Unit or a Class C Unit calculated on the Calculation Day for the Valuation Day falling on the relevant Repurchase Day.

No Units could be repurchased during any period when the repurchase of Units is suspended.

The Management Company may refuse to accept all or part of any repurchase request(s) if it is of the opinion that such repurchase request(s) will be prejudicial to any other Unitholders or the assets of the Fund in proper management. Any such refusal will be immediately notified to the relevant Unitholder(s) with further procedures to be agreed upon in writing.

Remittances in respect of repurchases of Units shall be made by wire transfer in JPY in respect of the Class A and Class B Units and in USD in respect of the Class C Units. The repurchase proceeds are expected to be sent as soon as practicable following the calculation of the Net Asset Value, or such other day as the Management Company may determine. The Management Company may also delay payment of repurchase proceeds.

Compulsory Repurchase of Units

In the event that the Trustee or the Management Company (or the Administrator on its behalf) shall determine that a Unit is being held by or for the benefit of a person who is not an Eligible Investor or that such holding would cause the Trust or the Fund to be required to register, be subject to tax or violate the laws of any jurisdiction, or if the Trustee or the Management Company (or the Administrator on its behalf) has reason to doubt the legitimacy of the source of moneys used to fund the subscription or purchase of such Units, then the Management Company (or the Administrator on its behalf) may give notice in writing to the relevant Unitholder requiring it to sell such Units within 10 days and provide to the Management Company (or the Administrator on its behalf) evidence of such sale, failing which the Management Company may effect the repurchase and cancellation of such Units for the account of the Fund.

The Repurchase Price per Unit compulsorily repurchased hereunder shall be equal to the Net Asset Value per Unit of a Class A Unit, Class B Unit or Class C Unit, as the case may be, determined on the Calculation Day for the Valuation Day falling on or immediately preceding the date of such compulsory repurchase.

Suspension of Determination of Net Asset Value and/or Repurchase of Units

The Management Company, after consultation with the Trustee, may suspend the calculation of the Net Asset Value and/or the repurchase of Units and/or delay the payment of repurchase proceeds for the whole or any part of a period:

- (i) during which any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market on which any significant portion of the investments of the ultimate and substantive investment of the Fund is listed, quoted, traded or dealt in is closed (other than customary weekend and holiday closing) or trading on any such exchange or market is restricted or suspended;
- (ii) when circumstances exist as a result of which in the opinion of the Management Company it is not reasonably practicable for the Fund to dispose of investments or as a result of which any such disposal would be materially prejudicial to Unitholders;
- (iii) when a breakdown occurs in any of the means normally employed in ascertaining the value of investments or the Net Asset Value or when for any other reason the Value of any of the investments or other assets or the Net Asset Value cannot in the opinion of the Management Company reasonably or fairly be ascertained;
- (iv) during which the redemption or realisation of the investments of the Fund or the transfer of funds involved in such redemption or realisation cannot in the opinion of the Management Company be effected at normal prices or normal rates of exchange; or
- (v) during which publication of the Official Bond NAV (and consequently any remittances in respect of repurchase relating to such Official Bond NAV) is delayed.

The Management Company after consultation with the Trustee shall notify all Unitholders named in the Register in writing of any such suspension as soon as practicable and shall promptly notify the Unitholders upon termination of such suspension.

Note 14 - Forward foreign exchange contracts

As at December 31, 2014, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain/(Loss) in JPY
USD	473,913	JPY	54,847,140	February 26, 2015	1,852,907
USD	255,392	JPY	30,146,400	February 26, 2015	409,332
USD	44,313	JPY	4,932,000	February 26, 2015	369,800
USD	54,425	JPY	6,508,800	February 26, 2015	2,839
JPY	5,078,700	USD	42,465	January 26, 2015	(3,265)
JPY	6,508,800	USD	54,416	January 26, 2015	(3,370)
JPY	367,907,265	USD	3,434,144	February 26, 2015	(42,961,191)
					(40,332,948)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年4月末日現在)

資産総額	合 計	505,538,276円
負債総額	合 計	5,607,079円
純資産総額（ - ）	合 計	499,931,197円
	（ Aクラス ）	158,193,055円
	（ Bクラス ）	112,962,474円
	（ Cクラス ）	2,132,508米ドル
発行済口数	（ Aクラス ）	52,900口
	（ Bクラス ）	29,900口
	（ Cクラス ）	67,300口
1口当り純資産価格（ / ）	（ Aクラス ）	2,990円
	（ Bクラス ）	3,778円
	（ Cクラス ）	31.69米ドル

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

（Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg）

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める個別決議または書面による同意により、別個に、議決権を行使する必要があります。

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上、書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,637万円）で、2016年4月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約309万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会以外の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2013年法第7条の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員（以下「業務執行役員」といいます。）を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されることなくネットワークに接続されるものとします。かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとします。

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとします。

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。かかる決議の日付は、最後に署名がなされた日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとします。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

(3) 役員および従業員の状況

(2016年4月末日現在)

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デビュティ・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
ジャンフランソワ・カプラス (Jean-François Caprasse)	取締役兼 業務執行役員	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、 取締役
アラン・フレデリック・ クラチェット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	-
ヴィルジニ・ラグランジュ (Virginie Lagrange)	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
アーンスト・アンド・ヤング ・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) 2016年4月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。

管理会社は、2016年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

(2016年4月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,966,739,084.35米ドル
		1	182,393,342.46ユーロ
		2	2,971,068,642.70豪ドル
		1	149,088,928.85カナダドル
		1	702,330,207.52ニュージーランドドル
		1	69,459,746.35英ポンド

ルクセンブルグ	その他のファンド	18	1,329,517,455.08米ドル
		7	161,626,762.38ユーロ
		12	346,873,998,527円
		9	695,476,020.67豪ドル
		4	49,505,283.98カナダドル
		5	251,406,607.97ニュージーランドドル
		3	16,546,553.47英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	16	614,552,514.71米ドル
		1	321,958,310.31南アフリカ・ランド
		1	15,459,570.47ユーロ
		24	20,953,085,353円
		6	642,475,706.59豪ドル
		3	191,541,974.01ニュージーランドドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行う独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の保管、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づき管理会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関係者を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の実際の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理者の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適切な後任と認める後任の管理者を特定することができない場合、受託会社は、後任の管理者を任命するため、受益者の会議を招集します。上記が満たされない場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還することができます。受益者は、受益者の決議によりいつでも、管理会社を解任し、後任の管理者を任命することができます。

管理会社は、辞任または解任の後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証

書により管理会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還遡及権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年5月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.65円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2016年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2016年 3 月31日		2015年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		313,374	38,749	401,155	49,603
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	8,070,010	997,857	8,050,201	995,407
		8,383,384	1,036,605	8,451,356	1,045,010
前払費用		18,750	2,318	18,750	2,318
資産合計		8,402,134	1,038,924	8,470,106	1,047,329
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	46,369	375,000	46,369
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,637	37,500	4,637
その他準備金	4	965,000	119,322	1,130,000	139,725
繰越利益	4	6,054,617	748,653	5,255,936	649,896
当期利益	4	556,554	68,818	633,681	78,355
		7,988,671	987,799	7,432,117	918,981
引当金					
納税引当金	5	215,740	26,676	807,746	99,878
		215,740	26,676	807,746	99,878
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	176,999	21,886	204,352	25,268
税金および社会保障債務					
税金債務		9,513	1,176	9,210	1,139
社会保障債務		11,211	1,386	16,681	2,063
		197,723	24,448	230,243	28,470

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2016年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2016年 3 月31日終了年度		2015年 3 月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	9、10	323,029	39,943	379,754	46,957
人件費					
給与および賃金	8	744,856	92,101	811,587	100,353
給与および賃金にかかる 社会保障費	8	73,619	9,103	71,873	8,887
その他営業費用		25,000	3,091	25,000	3,091
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額	7、10	14,201	1,756	1,916	237
所得税	5	111,467	13,783	110,827	13,704
当期利益		556,554	68,818	633,681	78,355
費用合計		1,848,726	228,595	2,034,638	251,583
収益					
純売上高	1	1,843,927	228,002	2,025,472	250,450
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、10	4,799	593	9,166	1,133
収益合計		1,848,726	228,595	2,034,638	251,583

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2016年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2016年3月31日および2015年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注４－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2015年３月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936
前期の利益	—	—	633,681
資産税準備金の純取崩し	—	(340,000)	340,000
資産税準備金	—	175,000	(175,000)
2016年３月31日現在残高	37,500	965,000	6,054,617

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2015年１月１日より資産税（「NWT」）申告を年次化した2014年11月25日法に従い、ルクセンブルグ直接税務当局は、特別準備金の計上を通じてNWTの引き下げプロセスを修正する通達（「通達」）を2015年11月19日に公表した。ルクセンブルグNWT法第８項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、その前年に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の５倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から５年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2016年３月31日現在、配当不可能準備金は合計965,000ユーロ（2015年３月31日：1,130,000ユーロ）であり、これは、2010年から2015年までの間に資産税積立金として計上された額の５倍に相当する。

2015年６月９日に行われた年次総会により、2009年の資産税準備金の全額である340,000ユーロが取り崩され、2015年度の資産税準備金として175,000ユーロが計上された。

注５－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注６－買掛債権

2016年３月31日および2015年３月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注７－利息およびその他金融費用または金融収益

	2016年３月31日 終了年度 (ユーロ)	2015年３月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	(8,987)	9,166
短期預金契約に係る受取／（支払）利息	4,799	—
当座預金口座に係る受取／（支払）利息	(5,214)	(1,916)
	(9,402)	7,250

注 8 - スタッフ

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した年度において、当社は6名を雇用していた。

注 9 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2016年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	117,000	119,250
コンサルタント報酬	—	45,224
海外規制費用	95,695	104,173
その他費用	110,334	111,107
	<u>323,029</u>	<u>379,754</u>

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2016年3月31日現在、約12,536百万ユーロである（2015年：16,039百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2016	March 31, 2015
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		313,374	401,155
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	10	8,070,010	8,050,201
		<u>8,383,384</u>	<u>8,451,356</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>18,750</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>8,402,134</u></u>	<u><u>8,470,106</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	965,000	1,130,000
Profit brought forward	4	6,054,617	5,255,936
Profit for the financial year	4	556,554	633,681
		<u>7,988,671</u>	<u>7,432,117</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	215,740	807,746
		<u>215,740</u>	<u>807,746</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	176,999	204,352
Tax and social security debts			
Tax debts		9,513	9,210
Social security debts		11,211	16,681
		<u>197,723</u>	<u>230,243</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u><u>8,402,134</u></u>	<u><u>8,470,106</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2016</i>	<i>Year ended March 31, 2015</i>
CHARGES			
Other external charges	9, 10	323,029	379,754
Staff costs			
Salaries and wages	8	744,856	811,587
Social security on salaries and wages	8	73,619	71,873
Other operating charges		25,000	25,000
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings	7, 10	14,201	1,916
Income tax	5	111,467	110,827
Profit for the financial year		556,554	633,681
TOTAL CHARGES		<u>1,848,726</u>	<u>2,034,638</u>
INCOME			
Net turnover	1	1,843,927	2,025,472
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 10	4,799	9,166
TOTAL INCOME		<u>1,848,726</u>	<u>2,034,638</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2016

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2016 and 2015, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936
Previous year 's profit	---	---	633,681
Net release of net worth tax reserve	---	(340,000)	340,000
Net worth tax reserve	---	175,000	(175,000)

Balance as at March 31, 2016	37,500	965,000	6,054,617
------------------------------	--------	---------	-----------

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Following the 25 November 2014 law, which annualized the net wealth tax ("NWT") reporting as from 1 January 2015, the Luxembourg direct tax authorities issued on 19 November 2015 a circular (the "Circular") modifying the NWT reduction process through the booking of a special reserve. In accordance with the paragraph 8 the Luxembourg NWT law, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due of the preceding year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2016, the non-distributable reserve amounted EUR 965,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2010 to 2015 (31 March 2015: EUR 1,130,000).

As per Annual General Meeting held on June 9, 2015, the 2009 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 340,000 while a net worth tax reserve of EUR 175,000 was constituted for 2015.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2016 and 2015, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Interest and other financial charges or income

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2016</i> <i>EUR</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i> <i>EUR</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(8,987)	9,166
Interest income/(charges) on short term deposit contracts	4,799	---
Interest income/(charges) on current accounts	(5,214)	(1,916)

(9,402)	7,250
---------	-------

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2015 and March 31, 2016, the Company has employed 6 persons.

Note 9 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2016</i> <i>EUR</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i> <i>EUR</i>
Domiciliation fees	117,000	119,250
Consultancy fees	---	45,224
Overseas regulation fees	95,695	104,173
Other charges	110,334	111,107
	<u>323,029</u>	<u>379,754</u>

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2016 and March 31, 2015. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2016 and 2015 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 12,536 million as at March 31, 2016 (2015: EUR 16,039 million).

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款は、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および投票の要件に従い、株主総会によって随時変更されます。管理会社の解散に関しては、定款を変更する方法により採択された株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令の規定に従ってAIFを管理する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社はその業務を譲渡することができます。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

(Global Funds Trust Company)

資本金の額

2016年4月末日現在、500,000ユーロ（約6,183万円）（払込済株式資本）

事業の内容

受託会社は、1998年2月27日、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島当局から得ています。

(2) 保管会社および事務代行会社

名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

資本金の額

2016年4月末日現在、28,000,000ユーロ（約34億6,220万円）

事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2016年4月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2016年4月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 投資顧問会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2016年4月1日現在、171億8,035万円

事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。野村アセットマネジメント株式会社は、1959年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメント株式会社は、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づき、認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）第5(2)条および別表4に基づく適用除外者として登録されています。受託会社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。受託会社がファンドに関して有価証券投資事業を行う場合、受託会社は、本債券への投資を行うことにより、またはファンド資産に関して受託会社としてその他の投資決定を行うことにより、受託会社としての職務を履行する上で必要または付随する行為のみを行います。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関係者を含みます。）に対して委託する権限を有します。受託会社は、受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。受託会社は、受託会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律の規定に従い、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

受託会社は、その職務の一部を保管会社に委託しています。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの受託者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因して受託会社が被った訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社および受益者に対する60日以上前の書面による通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託者の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または受託会社の清算開始日から30日以内に受託会社および管理会社のいずれもが受託会社が適切な後任と認める後任の受託者を選定することができない場合、受託会社は、後任の受託者を任命するため、受益者の会議を招集します。上記が満たされない場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還することができます。受益者は、随時受託会社を解任し、後任の受託会社を任命することを決議することができます。

受託会社は、辞任または解任の後も、ファンドの受託者として行為した期間中において、辞任した受託会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により受託会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還遡及権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

(2) 保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。

保管契約は、保管会社が随時受領するすべての投資対象を、その帳簿のファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全な保管を行うために自己が適当とみなす自己の指図によるその他の方法により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、ファンドの口座のために随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、そのようにして受領されたすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつ保管契約に定めるとおり、ファンドの口座のための授權された投資を行うためおよび一定のその他の支払のため、受託会社、事務

代行会社または投資顧問会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。保管契約に基づき、保管会社は、投資顧問会社により要求された場合または投資顧問会社の指図により、通貨取引の注文を受け付けることができます。

保管会社は、保管契約に基づき、ファンドに対してその任務を遂行するにあたり、保管会社もしくは保管会社が任命した副保管会社もしくは代理人側がなした故意の不履行、詐欺、もしくは過失によらない作為もしくは不作為について、または保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、ファンドに関する保管会社の職務の履行によって受託会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、受託会社またはファンドに対し責任を負いません。

保管会社は、ファンドに関するその任務を遂行するにあたり保管会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（保管会社または保管会社が任命した副保管会社もしくは代理人側の故意の不履行、詐欺、または過失によるものを除きます。）に関し、ファンド資産から補償を受けます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

事務代行会社は、ファンドに対する事務代行者として行為し、ファンドに関し、すべての管理業務（会計、純資産評価サービス、受益証券の発行登録、譲渡および買戻しサービスを含みますがこれらに限られません。）を提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務一般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、ファンドに関する事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受託会社、管理会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、その従業員または代理人の側に故意の不履行、詐欺、または過失がない場合、責任を負いません。事務代行会社は、事務代行会社契約に従ってファンドに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（事務代行会社の側の、もしくはその従業員もしくは代理人の側の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。）に関しファンドの資産から補償を受けます。

本規則の規定に従うことを条件として、事務代行会社は、その裁量で、その職務および責務の全部または一部を、いかなる者に対しても委託することができます。ただし、委託された者による職務または責務の履行について、事務代行会社が責任を負うものとします。

(3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、交付し、または販売、交付せしめることを、合意しました。販売会社は、日本において受益証券を販売しました。

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、JSDAの規則（その後の改正を含みます。）に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 受益証券 1 口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (b) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求される目論見書および運用報告書等を販売会社に送付すること。
- (c) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国投資信託受益証券の選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (d) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随しまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

(4) 投資顧問会社

投資顧問会社は、信託証書の条項、ファンドの投資目的および投資方針に基づき、かつ、本書に規定される投資制限に基づき、管理会社のために以下の業務を遂行します。

- (a) ファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに為替ヘッジ取引に関連し利用されるAクラス受益証券に帰属するファンドの資産の一部を除きます。）を本債券に投資すること。
- (b) 連動先ファンドの運営上の能力およびファンドの投資目的に照らした連動先ファンドの投資ポートフォリオの妥当性を、それぞれ管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が投資顧問会社に提供した情報または公に入手可能な情報のみに基づき、定期的にモニタリングすること。

- (c) 投資顧問会社が、その単独の判断のみに基づき、連動先ファンドの運営上の能力に重大な欠陥があると判断した場合、または連動先ファンドの投資ポートフォリオがファンドの投資目的に照らして妥当ではないと判断した場合、合理的に速やかに管理会社に通知すること。
- (d) 為替リスクを軽減（ただし完全に排除することではありません。）し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から保護するよう、ファンドの為替ヘッジ取引を計画し実行すること。
- (e) ファンドの現金残高を管理すること。

管理会社は、投資顧問会社の任命にかかわらず、委託された投資顧問会社による、投資顧問契約に基づくその職務の履行に関して常に責任を負います。

投資顧問会社は、（ ）連動先ファンドの投資管理会社および連動先ファンドに関連するその他のアドバイザーとしては任命されておらず、かつ（ ）連動先ファンド、連動先ファンド運用会社または連動先ファンド副運用会社に関連する契約上の合意またはその他の取決めを行っていません。投資顧問会社は、連動先ファンドの運営上の能力およびファンドの投資目的に照らした連動先ファンドの投資ポートフォリオの妥当性を、管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が投資顧問会社に提供した情報または公に入手可能な情報のみに基づき、定期的にモニタリングします。投資顧問会社がかかる情報を要請後、入手できなかった場合、投資顧問会社側の故意の不履行、詐欺、または過失とはみなされません。

3【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2013年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2013年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2015年改訂済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、適用除外を受けるかなりの数の未登録のファンドが存在する。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改正）（その後の改正を含む。）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15名以内であり、（場合により）その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依りて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した

国または領域において設立または設定されることという要件を満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条第3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が「マスター・ファンド」（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）であり、かつ
 - (A) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記(i)および(ii)の類型に該当する投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF1）、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記(iii)の類型に該当する「マスター・ファンド」の場合には、販売書類が存在しない場合は、かかるマスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ゼネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託

託に対して主たる事務所を提供し、または（会社がユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者

の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 発行される株式は、額面株式または無額面株式である（ただし、いずれか一方とする。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は、資本から株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法（2013年改訂済）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨を宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

(g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

(a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免税リミテッド・パートナーシップ法である。

(c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー(個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

(d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加するなどの場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

(e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法律上の義務(パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う)を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法(2013年改正)の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。

(f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。

(i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

(ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。

(iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。

(iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法(2014年改正)に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。

(v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。

(vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。

(g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

(h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

(i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間を上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

(j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラントコートにより解散されるようにグラントコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグラントコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグラントコートに申し立てること。
 - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グラントコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グラントコートは受託会社に対して投資信託資産からグラントコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたはファンドが解散に付されもしくはは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消することができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。

- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法（2013年改訂済）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許を受けた投資信託管理者
 - (c) 常に規制投資信託である者
 - (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者
- CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。
- 9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
- 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
 - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

- (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して検索すること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改正）または犯罪収益法（2014年改正）および薬物濫用法（2014年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改正）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に對し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンド(または受託会社)は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行業社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2013年改正)第257条

会社の役員(あるいはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面に発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2013年改正)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係(保護)法(2015年改正)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを同意なく個人的利益のためあるいは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 解散

13.1 会社

会社の解散は、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：上記第7.17(c)項）。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる（上記第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含む。）（以下合わせて「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法（2013年改正）（その後の改正を含む。）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2015年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2015年改訂済）別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況（一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。）において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する権利を含む。）に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分とあわせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。

- (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかかる会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理するインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくはグループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手順および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手順および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む）。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2015年6月30日	有価証券報告書（第5期）
2015年9月30日	半期報告書（第6期中）
2015年11月20日	臨時報告書

第5【その他】

記載すべき事項はありません。

独立監査人の報告書

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンドの受託会社であるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー御中

我々は、ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド（以下「ファンド」という。）の2015年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記によって構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの2015年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2016年4月26日

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of
Nomura Select Series Trust - Nomura Paulson Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Select Series Trust - Nomura Paulson Fund (the "Fund"), a series trust of Nomura Select Series Trust, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2015, and the statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor ' s Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund as at December 31, 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

April 26, 2016

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンドの受託会社であるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー御中

我々は、ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド（以下「ファンド」という。）の2014年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記によって構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの2014年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2015年4月24日

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of
Nomura Select Series Trust - Nomura Paulson Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Select Series Trust - Nomura Paulson Fund (the "Fund"), a series trust of Nomura Select Series Trust, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2014, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor ' s Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund as at December 31, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

April 24, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2016年6月10日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 10, 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。